

宮若市高齢者福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

元気に、いきいきと、共に支え合い、
安心して暮らせるまち“みやわか”



平成30年2月
宮若市

はじめに



急速に少子・高齢化が進む中、わが国では、2025（平成37）年までにいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、超高齢社会を迎えます。こうした中、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは、喫緊の課題とされています。

本市におきましても、平成27年の国勢調査では高齢化率が33%を超えており、今後も、さらに高齢化の進展が見込まれています。それとともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、適正なサービスの提供、人と人とのつながりを通じた地域づくりが必要となることから、包括的な高齢者福祉体制の充実が重要となって参ります。

本市は、「第1次宮若市総合計画」に引き続き、まちづくりの基本構想に掲げた将来像の実現に向け、平成30年度から10年間の「第2次宮若市総合計画」を策定し、さまざまな取組を進めることとしていますが、総合計画に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする「宮若市高齢者福祉計画」を策定しています。この計画におきましても、前計画の基本理念を引き継ぎ、「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”」の実現を目指すことといたします。

この計画の推進にあたっては、市民と行政が相互の役割を認識し、協働してよりよい地域づくりに取り組んでいくことが求められていることから、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。この計画により、市民一人ひとりの高齢社会に対する理解と関心がより一層深まれば幸いと考えています。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました宮若市高齢者福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に対し心からお礼申し上げます。

平成30年2月

宮若市長
有吉 裕信

目次

<総論>

第1章 高齢者福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ及び目的	2
3 計画の期間及び進行管理	3
4 計画の策定体制	3

第2章 高齢者の状況と課題

1 人口動態	5
2 高齢者のいる世帯の状況	8
3 要介護認定者の状況	10
4 実態調査結果に見る高齢者等のニーズ	12
5 前計画の総括と課題の整理	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すべき方向	19
2 施策の体系	19

<各論>

第1章 具体的な高齢者福祉行政の推進

I 自立生活支援の充実	23
1 高齢者の在宅生活継続のための支援	25
2 介護予防の推進	32
3 地域で見守る体制づくり	39
4 認知症高齢者支援体制の充実	43
5 高齢者の権利擁護の推進	49
II 生きがいづくり・社会参加の機会の充実	55
1 ふれあい・交流の場づくり	58
2 生きがいづくり	60

Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実	64
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	66
2 交通安全の推進	70
3 防災・防犯対策の充実	71
4 在宅生活困難者へのサービス確保	75

第2章 介護保険によるサービス

1 居宅サービス	79
2 地域密着型サービス	83
3 居宅介護支援・居宅介護予防支援	85
4 介護保険施設サービス	86

第3章 関係団体などの福祉サービス

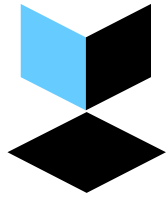
1 社会福祉協議会	89
2 シルバー人材センター	98
3 老人クラブ連合会	100

第4章 計画を進めるための体制整備

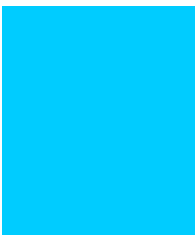
1 計画推進のための体制整備	103
----------------	-----

<参考資料>

宮若市高齢者福祉推進協議会規則	105
宮若市高齢者福祉推進協議会 委員名簿	108
宮若市高齢者福祉計画策定の経過	109



総論



第1章

高齢者福祉計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が進展する中、本市においても、高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けており、平成29年3月末現在の高齢者人口は9,375人、高齢化率は33.0%となっています。これに伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数（平成29年3月末現在2,030人）のほか、高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らし高齢者の割合も上昇を続けており、今後、さらに高齢化の進展が予想される中で、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえた多様な見守り施策等により、要介護状態になっても住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とする社会の実現を目指す必要があります。

また、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、高齢者の大半を占める元気な高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支え合う豊かな地域社会を構築することが期待されています。

本市では、平成27年3月に平成29年度までの3年間を計画期間とする「宮若市高齢者福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、福岡県介護保険広域連合が策定する「第6期介護保険事業計画」と整合性を図りながら、高齢者が在宅で安心して自立した生活を続けられるよう、認知症施策や防犯・防災対策を含めた地域での見守り体制づくりや、介護予防事業の見直しを中心とした地域支援事業の充実に努めてきました。

国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年に向け、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方としつつ、平成29年6月に介護保険法の一部を改正し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。また、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組み及び医療・介護連携の推進のほか、地域共生社会の実現に向けた取り組み等による地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すこととしており、本市においても地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が求められています。

このたび、平成37年までの中長期的な視野に立ち、国の新しい方針とこれまでの事業実績や地域の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者福祉のさらなる充実を図るべく、

平成32年度を目標年度とする「宮若市高齢者福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置づけ及び目的

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、全ての高齢者を対象とした福祉施策全般の総合的指針であり、その目的とするところは、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく、要介護・要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする高齢者が自立した生活をおくるためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、本計画の策定にあたっては、本市が加入している福岡県介護保険広域連合が策定する「第7期介護保険事業計画」との整合性を図りました。

また、計画内容の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）」との整合性を図るとともに、上位計画である「第2次宮若市総合計画」をはじめ、地域共生社会の実現に向け平成29年3月に策定された「宮若市地域福祉計画」に包含された計画として、また、他の行政分野の計画とは同位の計画として位置づけ、整合性を図りました。

高齢者福祉計画＜宮若市策定＞

（すべての高齢者を対象とした福祉事業全般に関する計画）

- 高齢者福祉施策全般の総合的な指針
- 介護保険以外の高齢者福祉の具体的施策

○介護保険制度上で本市が果たす役割＜地域支援事業の実施等＞

介護保険事業計画＜福岡県介護保険広域連合策定＞

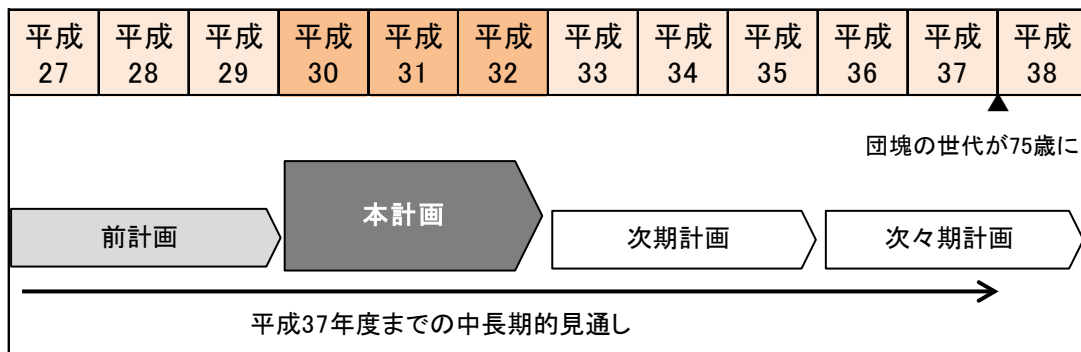
（要介護・要支援高齢者、及び要介護・要支援となる可能性の高い高齢者を対象とした介護サービス等の実施計画）

- 介護保険給付サービスの供給体制等
- 事業費の見込みに関する事項

3 計画の期間及び進行管理

この計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えながら、平成30年度を初年度として平成32年度を目標年度とする3か年計画です。

ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、その結果を福祉関係者、保健医療関係者、自治会や高齢者団体などの代表者で組織する「宮若市高齢者福祉推進協議会」において協議することで、実効性の確保を図ります。



4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを行いました。

(1) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活状況や健康状態、各種サービスの利用状況や今後の利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、「宮若市高齢者等実態調査」（以下「実態調査」という。）を行いました。

●実態調査の実施概要

調査対象	1 一般高齢者調査 A 宮若市内在住の 65 歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けていない人の中から無作為抽出した 7,323 人のうち 3,000 人 2 若年者調査 B 宮若市内在住の 40 歳以上 65 歳未満の人のうち、要支援・要介護認定を受けていない第 2 号被保険者の中から無作為抽出した 8,665 人のうち 600 人 3 在宅サービス利用者・家族介護者調査 C 宮若市内在住の在宅の要支援・要介護認定者とその家族 963 人
調査方法	1 調査 A、調査 B については郵送による配布・回収 2 調査 C については訪問による配布・回収
調査基準日	平成 29 年 1 月 18 日
調査期間	平成 29 年 1 月 27 日から平成 29 年 2 月 24 日まで (ただし、平成 29 年 3 月 31 日回収分までを集計に含めている。)
回収結果	1 一般高齢者調査 A 配布数：3,000 件、有効回収数：1,671 件（有効回収率：55.7%） 2 若年者調査 B 配布数：600 件、有効回収数：218 件（有効回収率：36.3%） 3 在宅サービス利用者・家族介護者調査 C 配布数：963 件、有効回収数：850 件（有効回収率：88.3%）

(2) パブリックコメントの実施

平成 29 年 12 月から翌年 1 月にかけて計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

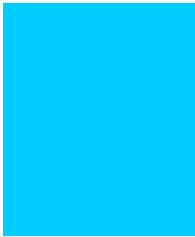
(3) 推進協議会での協議

計画案を検討する場として、「宮若市高齢者福祉推進協議会」を設置し、平成 29 年 6 月から 11 月まで計 3 回の協議を行いました。

この協議会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、自治会や老人クラブの代表者等にも参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

(4) 庁内の策定体制

健康福祉課を中心に、その他関係部署とも連携を図りながら、各種施策等の検討・調整を行い策定にあたりました。



第2章

高齢者の状況と課題



1 人口動態

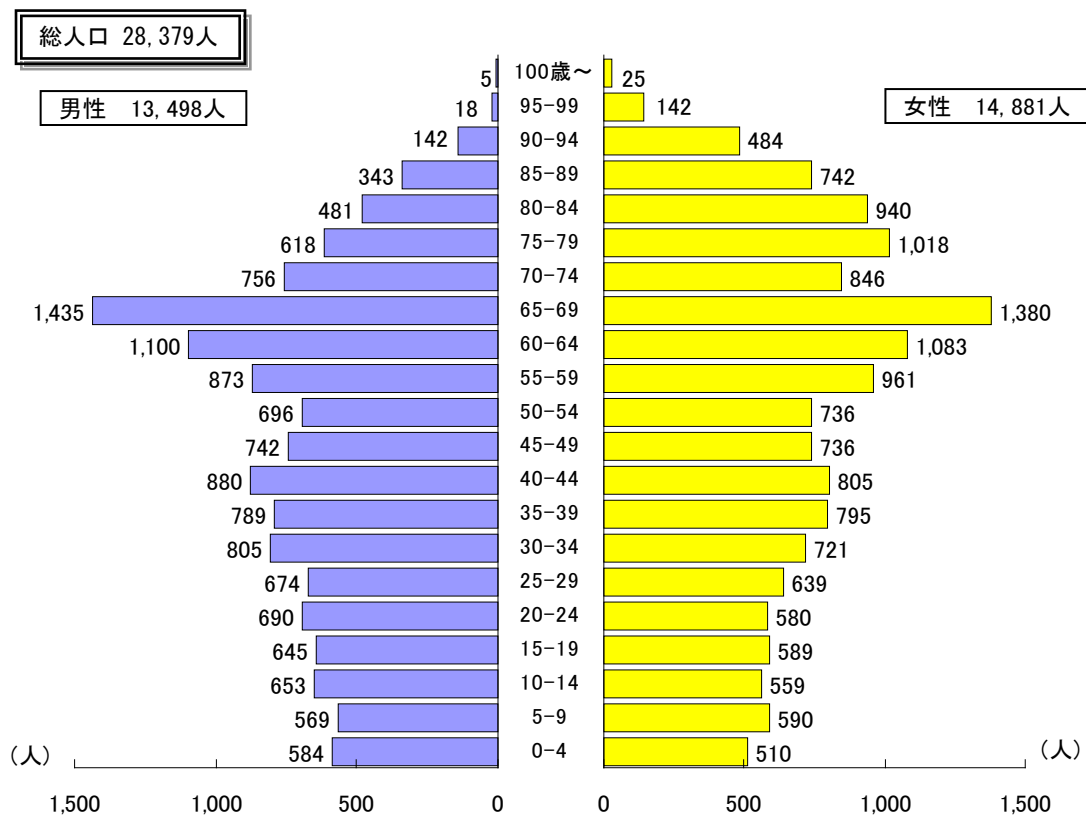
(1) 人口構成

本市の人口は、平成29年3月末現在で、男性13,498人、女性14,881人、合計28,379人です。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代の高齢期到達により、60代後半が最も多く、60代前半がそれに続く形となっています。

今後5年間で、60代前半の階層も順次高齢期に達することから、計画期間中は高齢化率の上昇とともに、特に前期高齢者（65歳～74歳）の増加が見込まれます。

■人口ピラミッド（平成29年3月末現在）



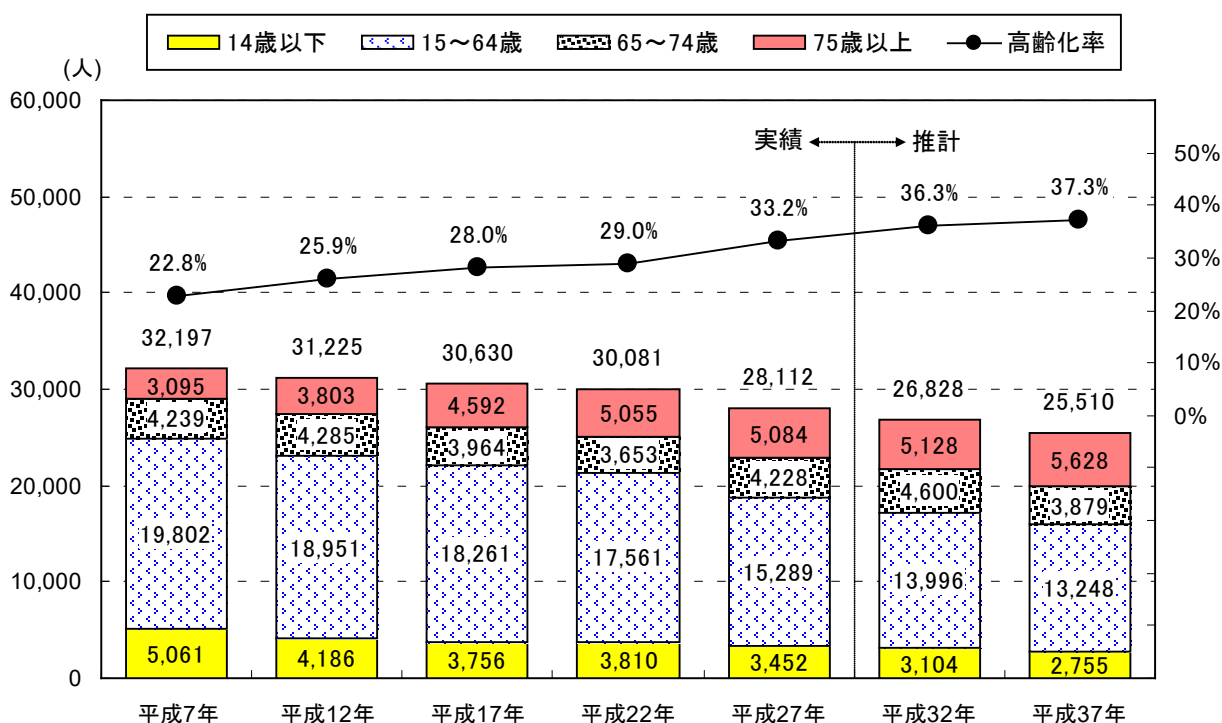
(2) 年齢階層別人口と高齢化率の推移

人口の推移を見ると、総人口は一貫して減少傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間で見ると、4,085人(12.7%)減少しています。

また、年齢階層別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口が減少を続け、14歳以下の年少人口も減少傾向にあるのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も、平成7年から平成27年までの20年間で10.4ポイント上昇し、33.2%となっています。

さらに、国の人口推計によると、団塊の世代が75歳に到達する平成37年には高齢者人口も減少に転じますが、年少人口及び生産年齢人口の減少がそれを上回るため、高齢化率は上昇を続け、37.3%に達すると予想されます。しかも、本計画期間中は前期高齢者割合の上昇が見込まれますが、その後は後期高齢者数の増加が見込まれ、平成37年には後期高齢者が高齢者全体の59.2%を占めると推計されています。

■年齢階層別人口及び高齢化率の推移



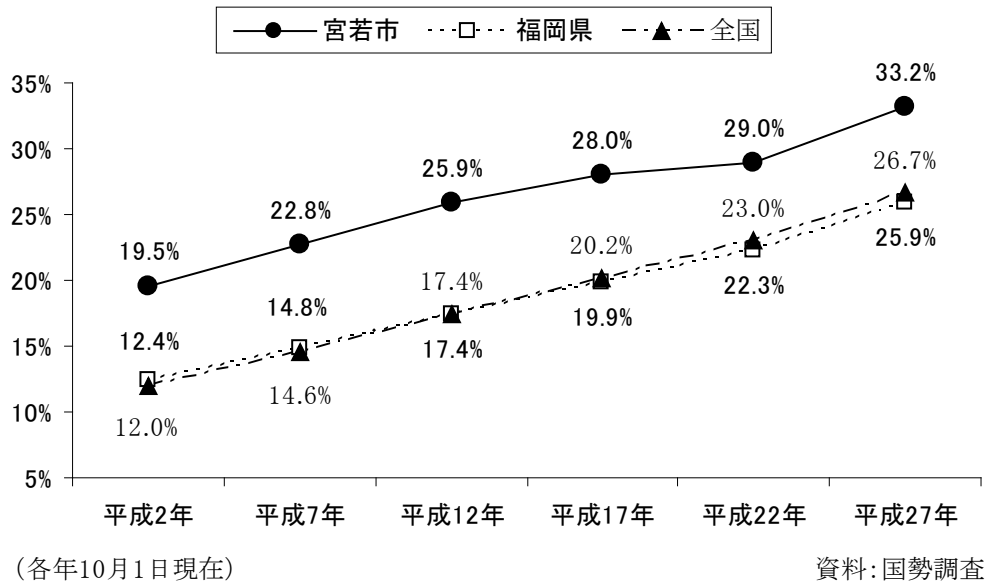
(各年10月1日現在)

資料:平成7～27年は国勢調査(総人口には年齢不詳を含む)
平成32,37年は厚生労働省による推計値

(3) 高齢化率の県・国との比較

本市の高齢化率は、福岡県及び全国に比べ高い値で推移しており、平成17年から平成22年にかけての5年間は伸びがやや緩やかになっていましたが、平成22年から平成27年にかけての5年間は、再び福岡県及び全国を上回る伸びを示しています。

■高齢化率の県・国との比較



2 高齢者のいる世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯の状況の推移

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、平成27年の高齢者のいる世帯数は5,701世帯で、一般世帯（総世帯から施設等の世帯を除いたもの）数に占める割合は53.4%となっています。

また、平成7年以降の推移を見ると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の増加が続いており、高齢者のみの世帯が増えていることがわかります。

■ 高齢者のいる世帯の状況の推移

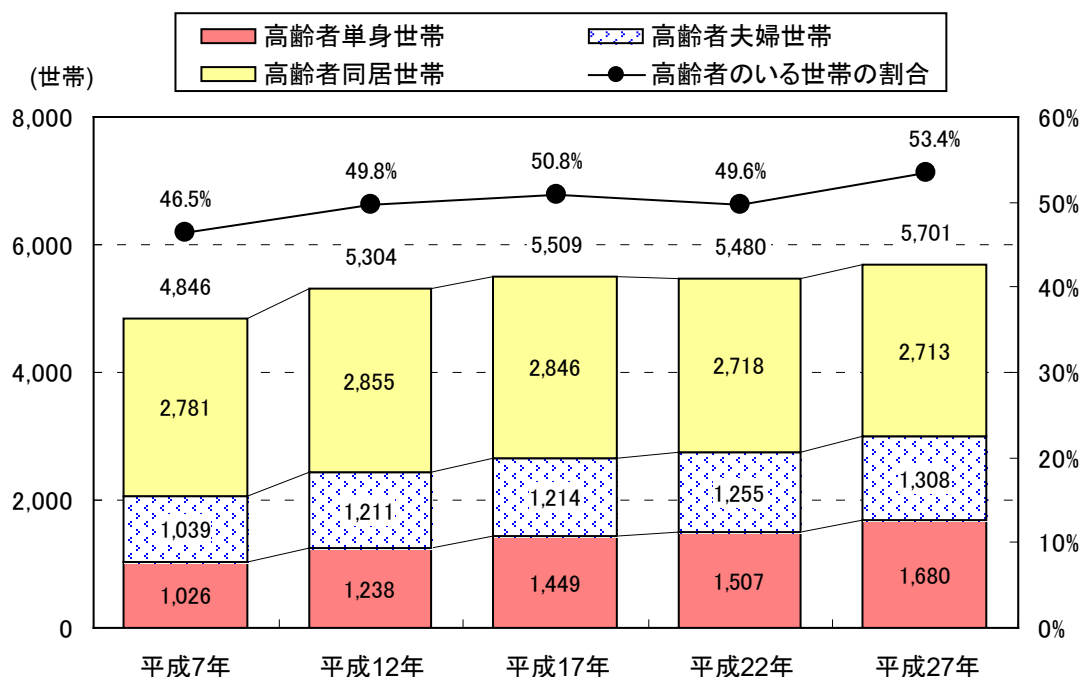
(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	10,414	10,646	10,841	11,048	10,683
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,846	5,304	5,509	5,480	5,701
	46.5%	49.8%	50.8%	49.6%	53.4%
高年齢者単身世帯	1,026	1,238	1,449	1,507	1,680
	15.6%	16.5%	17.4%	27.5%	29.5%
高年齢者夫婦世帯*	1,039	1,211	1,214	1,255	1,308
	20.3%	22.7%	22.3%	22.9%	22.9%
高年齢者同居世帯	2,781	2,855	2,846	2,718	2,713
	64.1%	60.8%	60.2%	49.6%	47.6%

(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

*高年齢者夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯



(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の状況の県・国との比較

一般世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合は、福岡県及び全国に比べ十数ポイント高くなっていますが、その中に占める高齢者夫婦世帯の割合は福岡県及び全国に比べ5ポイント程度低い割合となっています。また、高齢者単身世帯の割合は福岡県と同様ほぼ3割となっており、その男女比も福岡県とほぼ同様の割合となっています。

■ 高齢者のいる世帯の状況の県・国との比較

		一般世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯				
			高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯	男性	女性	
世帯数 (世帯)	宮若市	10,683	5,701	1,308	1,680	475	1,205
	福岡県	2,196,617	846,807	235,739	260,056	75,471	184,585
	全 国	53,331,797	21,713,308	6,079,126	5,927,686	1,924,307	4,003,379
構成比 (%)	宮若市	100.0%	53.4%	22.9%	29.5%	28.3%	71.7%
	福岡県	100.0%	38.6%	27.8%	30.7%	29.0%	71.0%
	全 国	100.0%	40.7%	28.0%	27.3%	32.5%	67.5%

※高齢者夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料:国勢調査(平成27年)

※「65歳以上の高齢者のいる世帯」下段の構成比は「一般世帯」に対する割合、「高齢者夫婦世帯」「高齢者単身世帯」下段の構成比は「65歳以上の高齢者のいる世帯」に対する割合、「高齢者単身世帯」の「男性」「女性」下段の構成比は「高齢者単身世帯」に対する割合。

(3) 高齢者のいる世帯の居住形態の県・国との比較

高齢者のいる世帯の居住形態を見ると、持ち家の占める割合が82.5%と高く、福岡県よりも6.7ポイント高くなっており、それに反し民営の借家は6.7%と、福岡県の13.6%と比べると6.9ポイント低くなっています。

■ 高齢者のいる世帯の居住形態の県・国との比較

		住宅に住む高齢者のいる一般世帯					
		持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	
世帯数 (世帯)	宮若市	5,672	4,681	585	381	9	16
	福岡県	843,153	639,220	82,848	114,772	2,027	4,286
	全 国	21,627,580	17,717,147	1,418,004	2,321,960	52,921	117,548
構成比 (%)	宮若市	100.0%	82.5%	10.3%	6.7%	0.2%	0.3%
	福岡県	100.0%	75.8%	9.8%	13.6%	0.2%	0.5%
	全 国	100.0%	81.9%	6.6%	10.7%	0.2%	0.5%

※給与住宅:社宅・寮・宿舍など

資料:国勢調査(平成27年)

※「持ち家」～「間借り」下段の構成比は「住宅に住む高齢者のいる一般世帯」に対する割合。

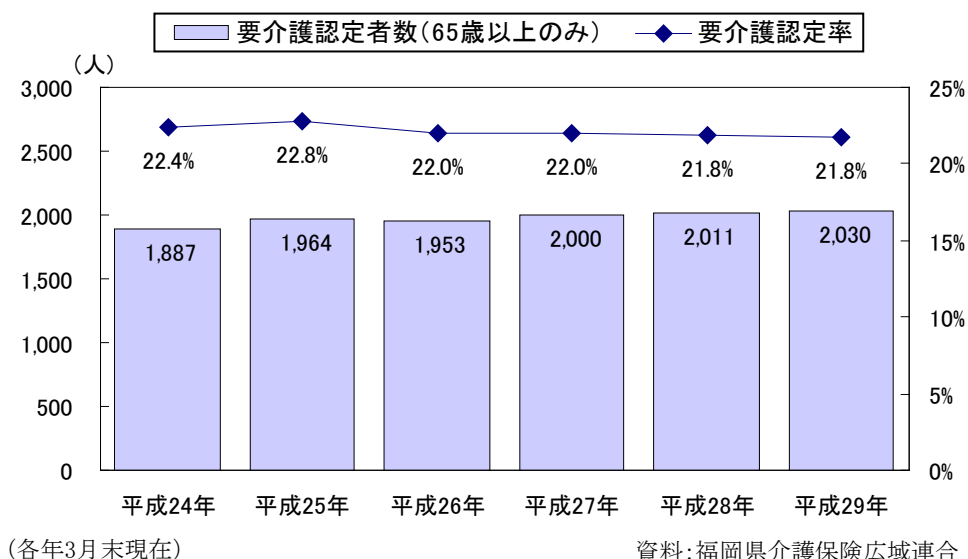
3 要介護認定者の状況

(1) 65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率の推移

介護保険の65歳以上の要介護認定者数は、平成25年から平成26年にかけてわずかに減少していますが、その後は増加に転じ、平成29年3月末現在で2,030人となっています。

一方、要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合）は、微減ないし横ばい傾向にあり、平成29年3月末現在で21.8%となっています。

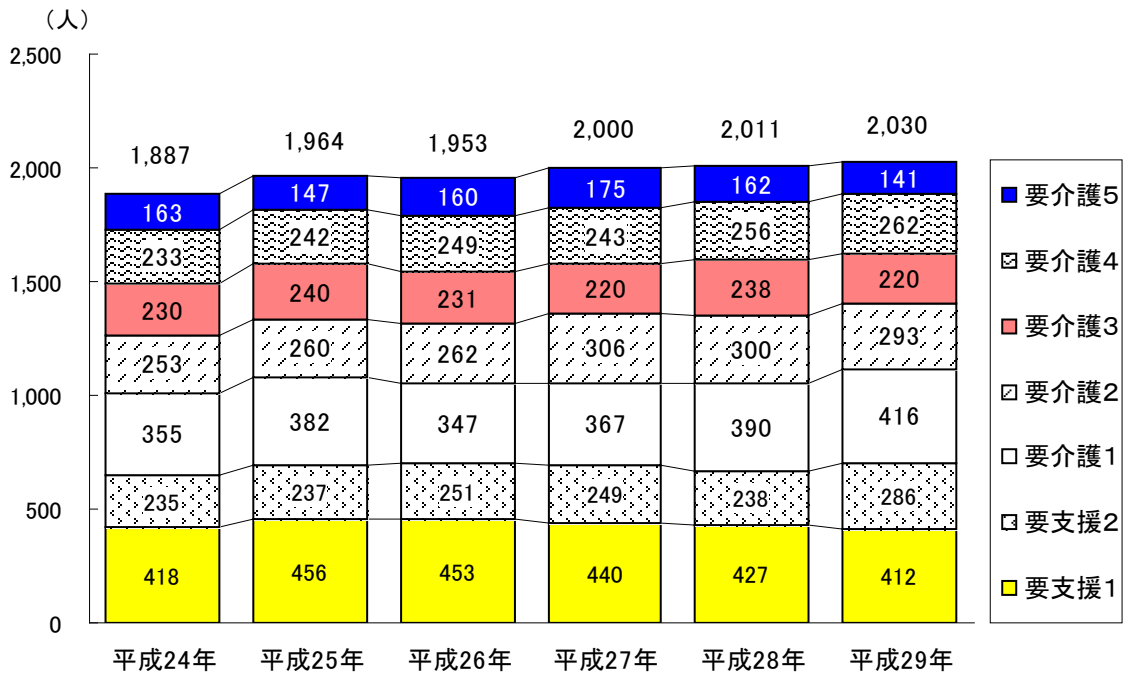
■65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率の推移



(2) 要介護度別認定者数の推移

本市の要介護度別認定者数の推移は以下のとおりで、平成28年と平成29年の傾向としては、要介護1及び要介護4の増加と、要支援1及び要介護5の減少が見られます。

■要介護度別認定者数（第1号被保険者のみ）の推移



(各年3月末現在)

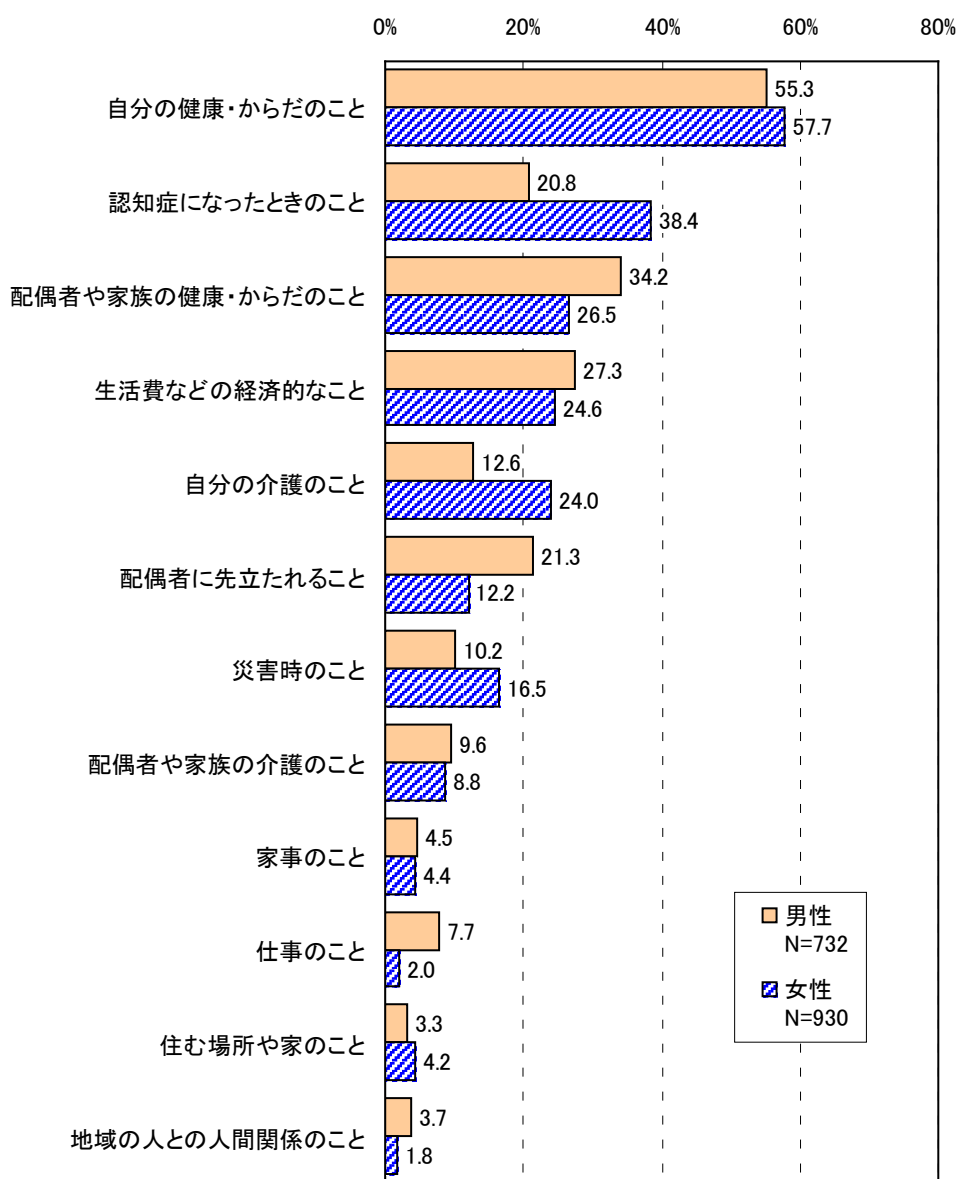
資料:福岡県介護保険広域連合

4 実態調査結果に見る高齢者等のニーズ

(1) 日常生活で感じている不安

高齢者が日常生活で感じている不安については、男女ともに「自分の健康・からだのこと」(男性：55.3%、女性：57.7%)が最も多く、男性では「配偶者や家族の健康・からだのこと」(34.2%)、女性では「認知症になったときのこと」(38.4%)が、それぞれ第2位となっています。

■日常生活で感じている不安（一般高齢者）

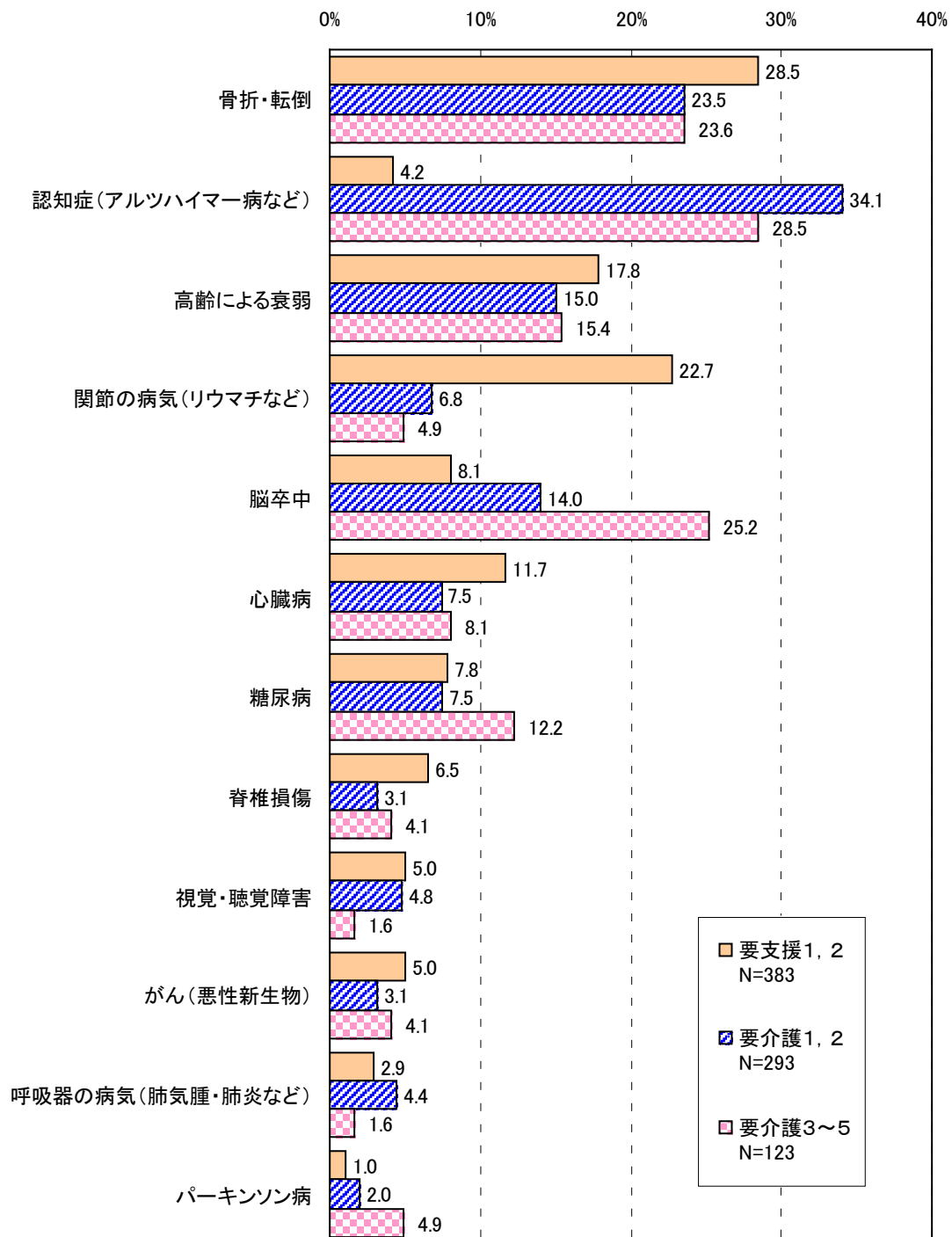


※グラフ中の「N」はその項目における回答者を合計した実数値であり、比率算出の基数となる(以下同じ)。

(2) 介護を受けるようになった主な理由

介護を受けるようになった主な理由を見ると、要支援1, 2については「骨折・転倒」(28.5%)、「関節の病気(リウマチなど)」(22.7%)、要介護1, 2については「認知症(アルツハイマー病など)」(34.1%)、「骨折・転倒」(23.5%)、要介護3～5については「認知症(アルツハイマー病など)」(28.5%)、「脳卒中」(25.2%)が、それぞれ上位にあがっています。

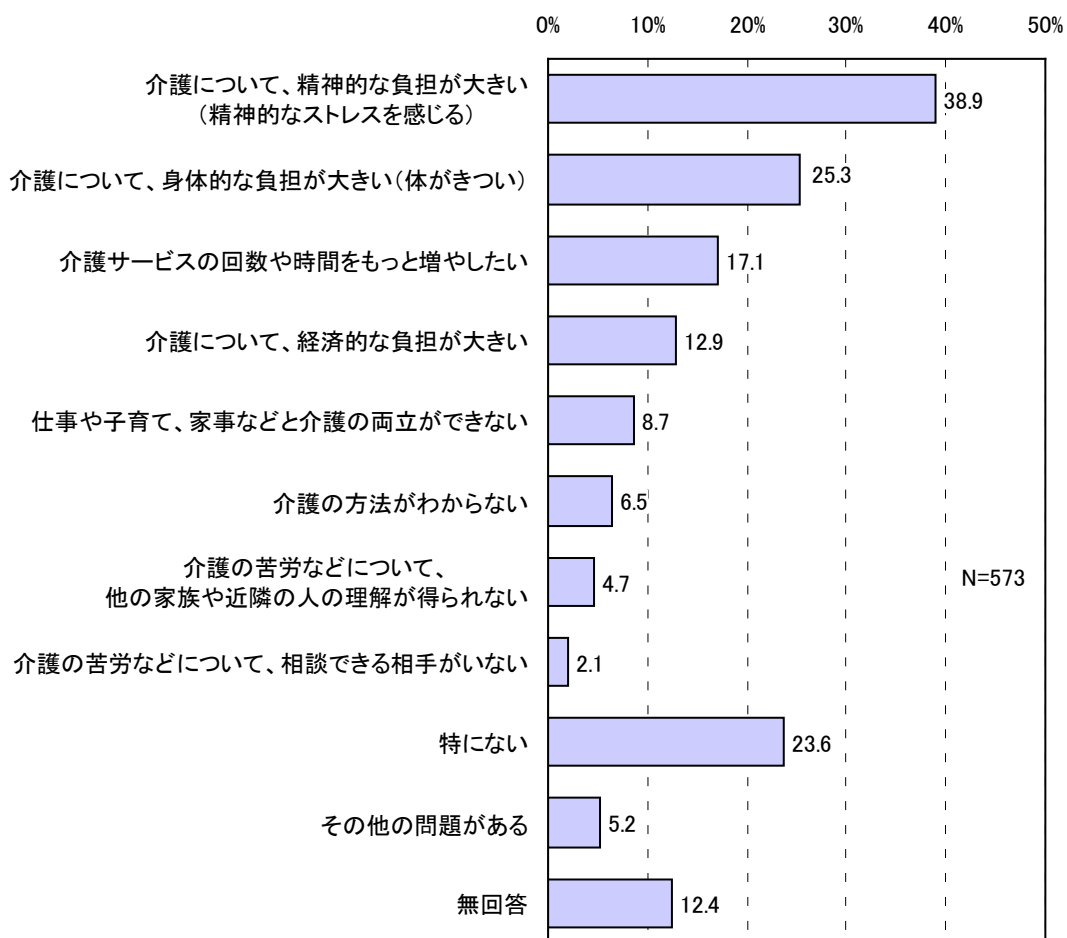
■介護を受けるようになった主な理由(在宅サービス利用者)



(3) 介護を行う上で困ること

家族介護者が介護を行う上で困ることについては、「介護について、精神的な負担が大きい（精神的なストレスを感じる）」が38.9%と最も高い回答割合となっており、以下、「介護について、身体的な負担が大きい（体がきつい）」（25.3%）、「介護サービスの回数や時間をもっと増やしたい」（17.1%）と続いています。

■介護を行う上で困ること（家族介護者）

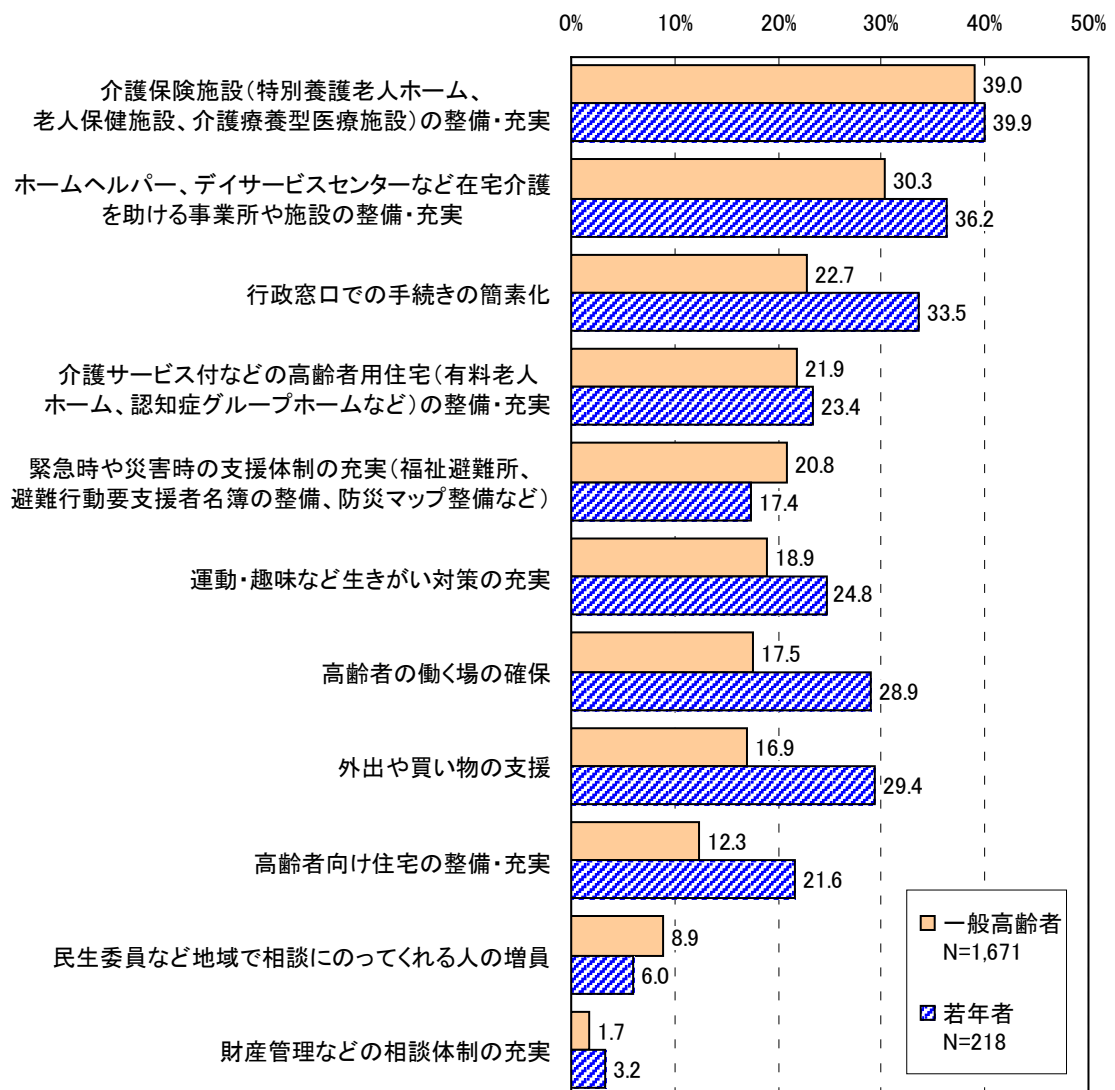


(4) 保健福祉行政に望むこと

保健福祉行政に望むこととしては、一般高齢者、若年者ともに「介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の整備・充実」と回答した人の割合が最も高くなっており、次いで「ホームヘルパー、デイサービスセンターなど在宅介護を助ける事業所や施設の整備・充実」「行政窓口での手続きの簡素化」がそれぞれ上位にあがっています。

また、若年者では上記3項目に次いで「外出や買い物の支援」「高齢者の働く場の確保」の回答割合が高くなっており、高齢者とは少し異なる回答傾向を示しています。

■保健福祉行政に望むこと（一般高齢者・若年者）



5 前計画の総括と課題の整理

前計画では、「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”」を実現するため、6つの施策の柱を設定し、様々な事業に取り組んできました。ここでは、前計画の施策の柱ごとに、前計画期間中の取り組みを総括し、本計画期間中に市が取り組むべき課題を整理します。

(1) 在宅で暮らし続けるための体制づくり

高齢者が在宅で暮らし続けるための体制づくりを推進するため、手すりの取付けや段差の解消など、高齢者に配慮した住宅に改造するための必要な経費を助成することで高齢者にとって適切な居住環境の整備に努めるとともに、日常生活用具の給付や配食サービスの実施による生活支援を行ってきました。

住宅改修の助成や日常生活用具の給付については、利用者数が少ない状況ですが、高齢者が安心して在宅生活を送るためには必要な事業であるため、今後も継続が必要です。

(2) 地域で見守る体制づくり

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応し、認知症を理解し地域で見守る体制づくりを推進するため、認知症サポーター[※]の養成に努めるとともに、平成27年度からは宮若市、直方市、鞍手町、小竹町の2市2町で高齢者等徘徊SOSネットワークの広域連携に関する協定を締結し、地域や関係機関によるネットワークの充実強化を図ってきました。

認知症サポーターは着実にその数を伸ばしていますが、今後は学生や就労している若年世代にもその輪が広がるよう養成講座の開催方法等を検討する時期にきています。また、認知症高齢者等の徘徊行動により、行方不明になった場合の早期発見・保護を図るため、今後も福岡県防災メール「まもるくん」の登録について市民や関係機関等に幅広く周知を行う必要があります。

一方、近年各地で頻発する自然災害等への対応については、「宮若市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、高齢者及び障がい者の中で、災害発生時、特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者[※]名簿」を作成することで、避難支援を

※ 認知症サポーター：特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守る人

※ 避難行動要支援者：平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

円滑かつ迅速に行えるように努めてきました。今後も継続的に名簿の更新を行うとともに、名簿に登載された方一人ひとりに対しての個別避難計画を作成し、記載された情報を関係機関や民生委員などと共有することで、共助[※]・公助[※]の充実を図る必要があります。

(3) いきいきとした生活続けるための体制づくり

高齢者がいつまでもいきいきと豊かな生活を送れるように、シルバー人材センターへの助成を通じて就業を促進するとともに、老人クラブ活動をはじめとした高齢者の地域貢献・社会参加支援や、公民館の高齢者講座など生涯学習機会の提供を行ってきました。

地域で活動できる場や集いの場を提供し、閉じこもりなどの予防を行うことは、介護予防の観点からも重要であり、今後も生きがい活動の支援を継続するとともに、地域の中にふれあい・交流の場を増やしていくことが必要です。

(4) 関係団体などの福祉サービス

本市では、社会福祉協議会やシルバー人材センター、老人クラブ連合会などにおいて、より地域に密着したサービスが展開されていますが、今後も行政による公的サービスを補完するものとして、連携を図るとともに、様々な機会を通じて市民に情報提供を行っていく必要があります。

(5) 介護保険によるサービス

本市は福岡県介護保険広域連合に加入していますが、そこでは、加入市町村が一丸となって介護保険事業に取り組むことで、安定した保険運営と専門的な人材による公平な要介護・要支援認定及び質の高いサービス確保が図られています。

前計画期間中は、介護保険広域連合との連携の下、制度改正による地域支援事業の見直しを進め、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備と包括的支援事業の充実を図ってきました。本計画期間中も引き続き介護予防の推進を図るとともに、必要な介護保険給付サービス基盤の整備促進と適正な介護保険給付サービスの提供に努めなければなりません。

※ 共助：行政によらない支え合い（隣近所の助け合い、ボランティア、NPO等による支え合い）

※ 公助：行政による支え

(6) 計画を進めるための体制づくり

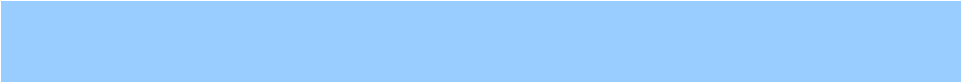
前計画に基づき高齢者福祉の充実を図るため、広報紙や市公式ホームページで前計画の内容はもとより、各種サービスの内容や利用手続きの広報・啓発に努めるとともに、「宮若市高齢者福祉推進協議会」において定期的に計画の進行管理を行ってきました。

市民に対する行政の広報・啓発活動にゴールはなく、今後もその充実に努めるとともに、新たな地域共生社会の実現に向けた啓発にも取り組む必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方



1 計画の目指すべき方向

元気に、いきいきと、共に支え合い、
安心して暮らせるまち“みやわか”

住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって安心して暮らすことは、高齢者のみならず、多くの市民の願いです。たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とすることが重要であり、あたたかい思いやりをもって老若男女が手を携え、高齢者の生活を明るく心豊かに支え合う地域社会づくりを進めなければなりません。

今回の実態調査結果や、前計画の総括と課題の整理を踏まえ、本計画においても、前計画の基本理念を引き継ぎ、「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”」の実現を目指します。

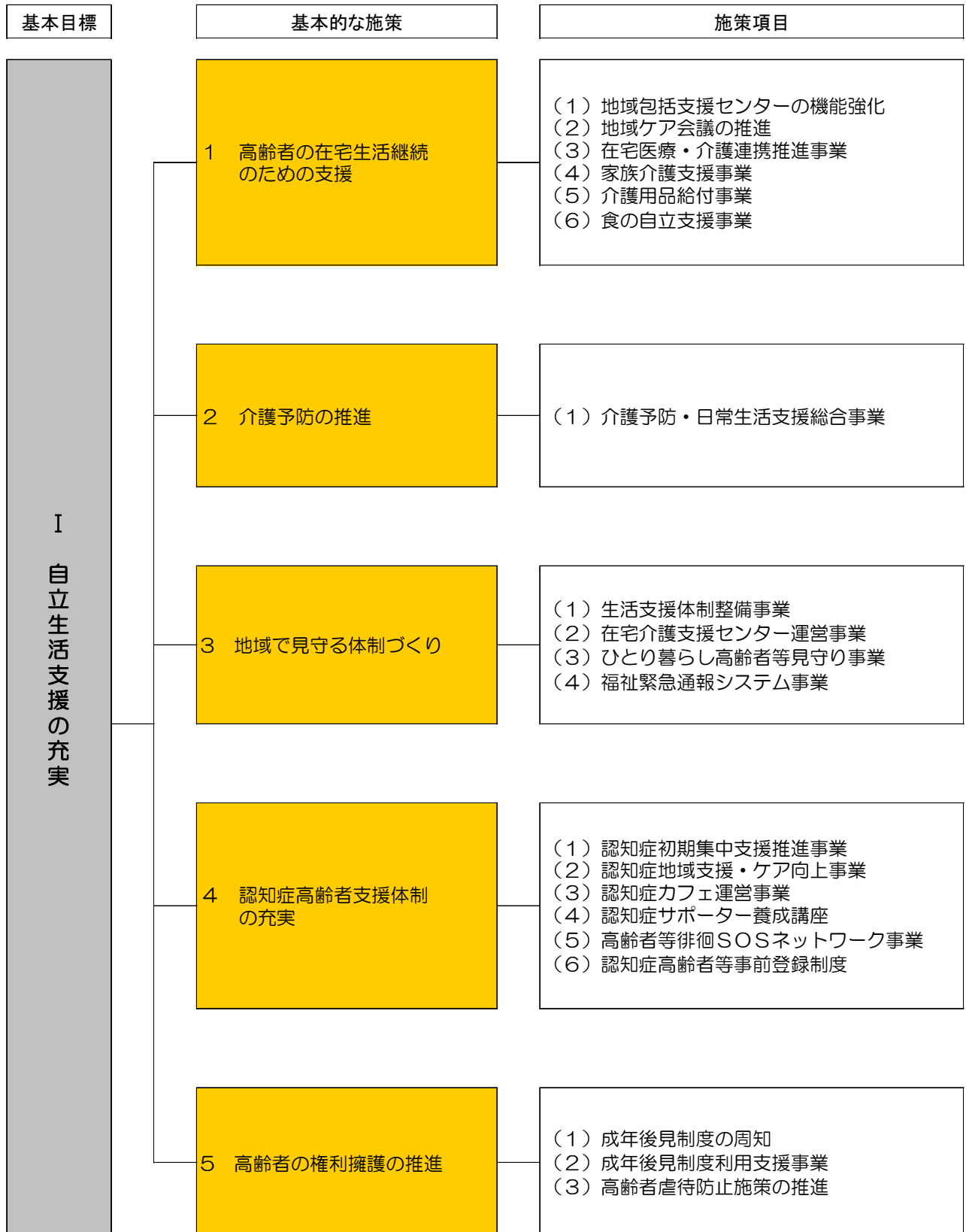
2 施策の体系

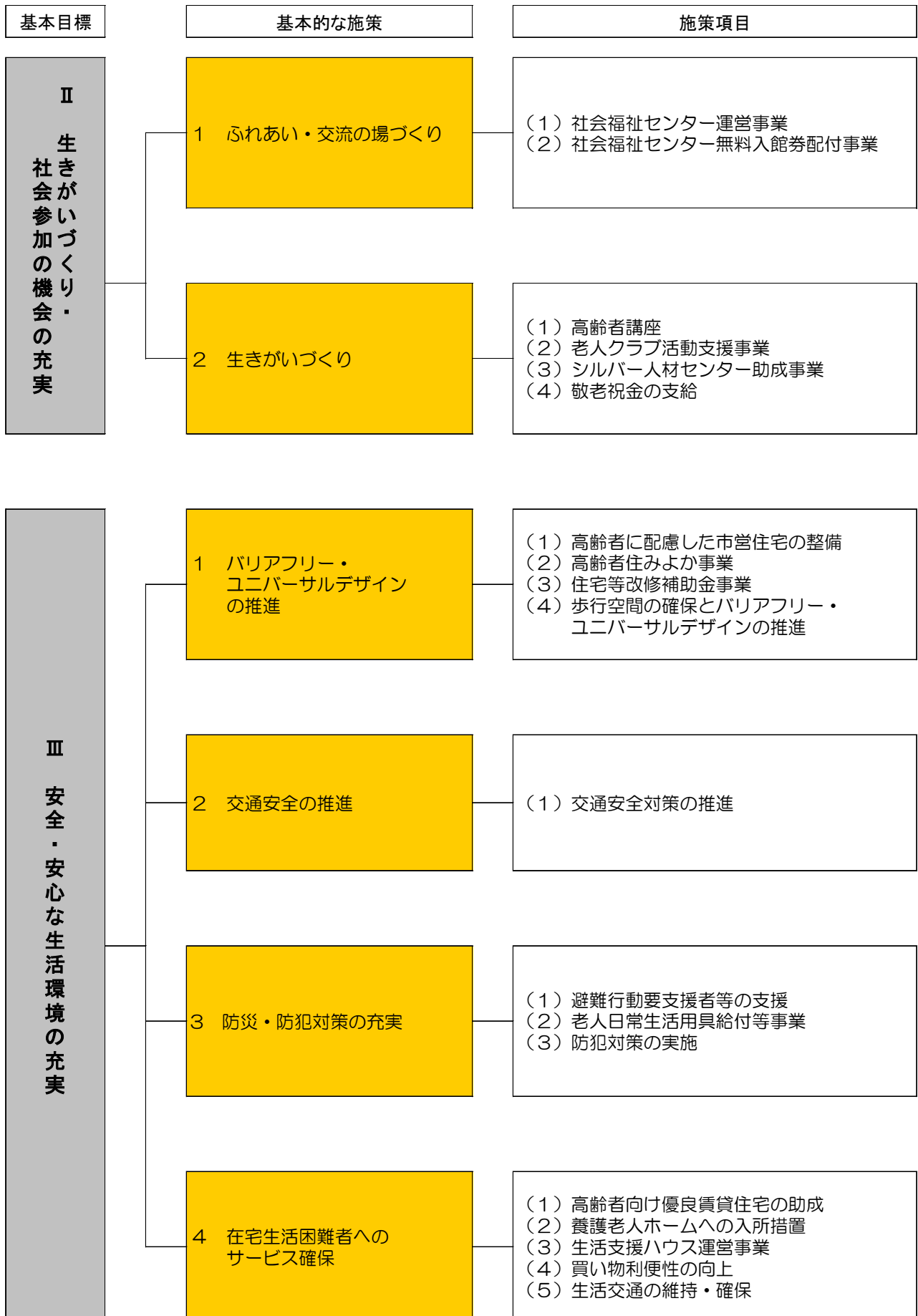
本計画では、介護保険法の一部改正などで示された国の新しい方針と前述の「前計画の総括と課題の整理」を踏まえ、基本理念実現のための基本目標を「Ⅰ 自立生活支援の充実」「Ⅱ 生きがいづくり・社会参加の機会の充実」「Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実」の3つに集約するとともに、各種事業の目的に着目し施策体系を再構築しました。

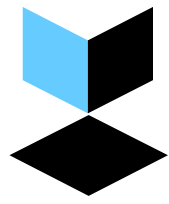
なお、前計画の施策体系には、市が実施する施策・事業のほか、市以外の関係団体が主体となって展開するサービスや介護保険によるサービス、さらには計画を進めるための体制づくりも含んでいましたが、本計画の施策体系は市が実施主体となる高齢者福祉施策に限定し、それ以外は別立てでまとめることとしました。また、従来介護保険によるサービスとして位置づけていた地域支援事業については、「Ⅰ 自立生活支援の充実」の中で、その目的ごとにまとめることとしました。

【施策の体系図】

基本理念：元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”







各論



第1章

具体的な高齢者福祉行政の推進



I 自立生活支援の充実

現状と課題

本市における要支援・要介護認定者は、平成29年3月末現在2,030人となっており、高齢化率の上昇と高齢者単身世帯の増加等により、今後も介護や支援が必要な高齢者の増加が見込まれるとともに、介護や生活支援など様々なサービスに対する需要の増加が見込まれます。さらに、在宅高齢者の閉じこもり・孤立や、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」などの世帯も増えていくことが考えられます。

このような状況のもと、実態調査結果では、高い持ち家率を背景に、家族に介護が必要になった場合には高齢者の半数以上が、自分に介護が必要になった場合でも半数近くの人が在宅での生活を希望しており、住み慣れた地域での居留意向が高くなっています。また、一方で特別養護老人ホームなどの介護施設等への入所や高齢者向け住宅への入居を希望する人の割合も、高齢者では4割、若年者では5割を超える結果となっています。高齢者が住み慣れた地域で生活や身体等の状況に応じて、様々なサービスを選択して暮らし続けることができるように、在宅療養の推進、認知症対策の推進、生活支援サービスの充実、地域の実情に応じた介護予防の推進、住まい等の確保・充実、介護サービス基盤の整備への取り組みなど地域包括ケアシステム^{*}の深化・推進を図らなければなりません。

さらに、高齢者をきめ細やかに支援していくためには、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの公助^{*}・共助^{*}の公的な支援のみならず、地域による見守り活動等、互助^{*}や自助^{*}の果たす役割が大きくなります。国が推進する地域共生社会の理念を踏まえつつ、社会福祉協議会や民生委員、ボランティア団体などが連携し、高齢者を地域で見守る体制づくりを急ぐ必要があります。また、今後、認知症高齢者の増加も予想されることから、認知症高齢者の支援はもちろん、その家族が安心して生活できるよう、地域で支える仕組みづくりが重要です。

本市では、「高齢者の在宅生活継続のための支援」「介護予防の推進」「地域で見守る体制づくり」「認知症高齢者支援体制の充実」「高齢者の権利擁護の推進」の5点を重点的に取り組むべき課題とし、高齢者の自立生活支援の充実を図ります。

※ 公助：税による公の負担（一般財源による高齢者福祉事業など）

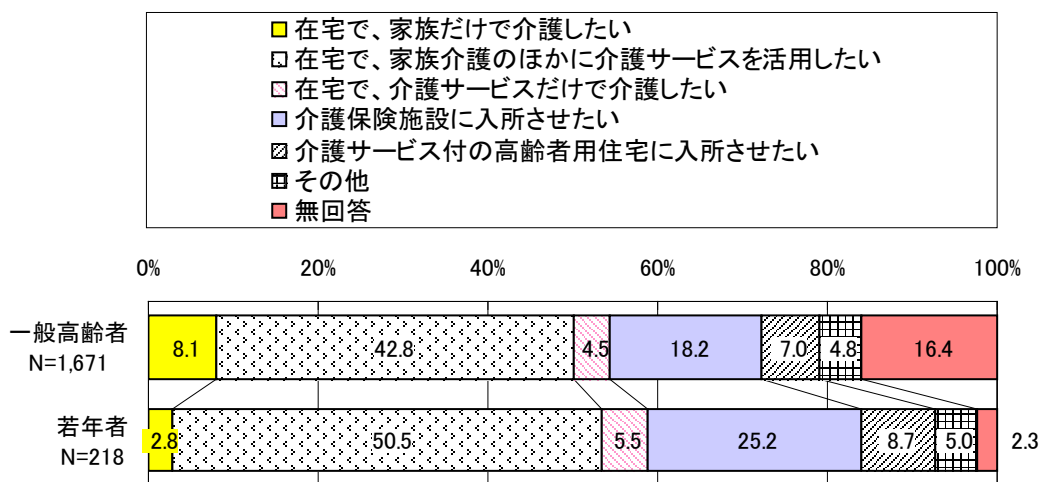
※ 共助：介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担（社会保険制度及び介護保険サービスなど）

※ 互助：相互に支え合っているが費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの（ボランティア活動、住民組織の活動など）

※ 自助：自分のことを自分でする（自らの健康管理、市場サービスの購入など）

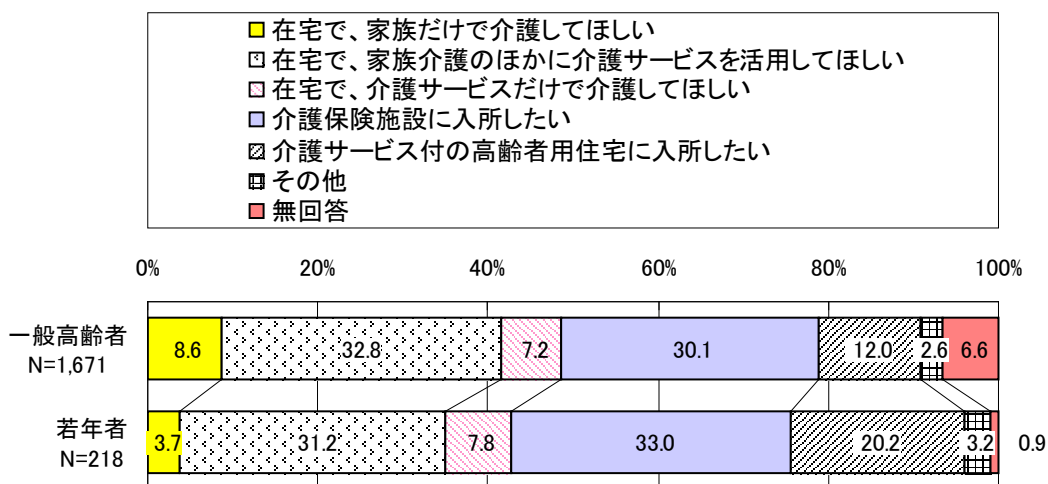
※ 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような支援・サービス提供体制

■家族に介護が必要になった場合



資料:実態調査結果

■自分自身に介護が必要になった場合



資料:実態調査結果

1 高齢者の在宅生活継続のための支援

(1) 地域包括支援センターの機能強化 【健康福祉課】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としています。

専門職による継続性・一貫性をもった介護予防のマネジメントの実施や、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく生活が続けられるように、介護予防・福祉・保健・医療などさまざまな面で相談・支援を行います。

【現 状】

高齢者や家族など、みんなが抱える生活全般の悩みや相談に対して主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が対応し、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行っています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
相談件数（件）	182	184	93

【評価など】

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを支える総合的な窓口であり、関係機関との「橋渡し役」とも言われています。

その前提となる地域包括支援センターに対する認識度・理解度については、高まってきており、相談件数も増加しています。相談内容は困難事例が多いため、問題解決に向けて対応しています。

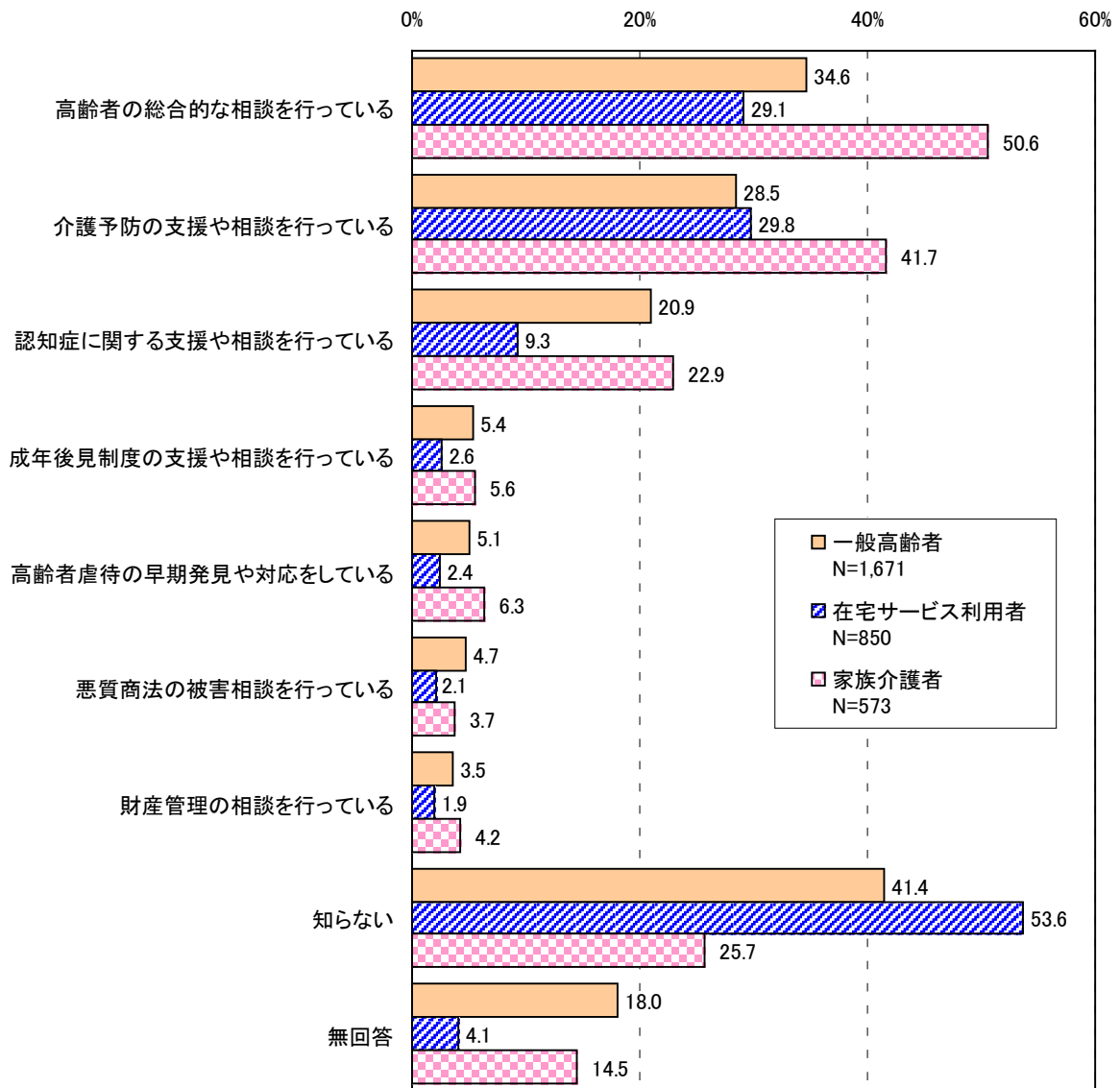
実態調査結果によると、地域包括支援センターの役割や機能について知っている家族介護者は多くなっていますが、高齢者については「知らない」と回答した人の割合が高いため、今後も継続して周知を図る必要があります。

【今後の取り組み】

高齢者や家族の相談に応じて、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ります。

介護を行う家族に対する支援も重要であり、介護に関する情報や知識・技術の提供などの相談支援を実施します。

■地域包括支援センターの役割や機能を知っているか



資料:実態調査結果

(2) 地域ケア会議の推進 【健康福祉課】

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつなげていない高齢者の支援や介護支援専門員のケアマネジメントを支援するとともに、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指すものです。

【現 状】

高齢者等の多様なニーズに対応した保健、福祉、医療等に係る各種サービスを総合的に調整し、高齢者等のニーズに見合う最も適切なサービスの提供をするため、平成 26 年度から困難事例の地域ケア会議を、平成 28 年度からは個別ケースの地域ケア会議を開催し、各関係機関や専門職と要援護高齢者[※]に関する情報交換や支援方法の検討などを行っています。

【評価など】

個別ケース地域ケア会議にて、提案された内容についてその後の状況を確認することにより、ケア会議実施後の効果も確認することができています。課題分析を積み重ね、地域に共通した課題について整理が必要です。

【今後の取り組み】

困難事例の会議では、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、要援護高齢者の相談事例について具体的支援の方法を検討しながら効率的かつ発展的にサポートするとともに、地域に必要な資源開発や地域づくりに努めます。

また個別ケースの会議では、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成に努めます。

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業 【健康福祉課】

医療・介護の関係団体が連携し多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を図るため、直方鞍手医師会等と連携しながら、地域の関係団体の連携体制強化に努めます。

【現 状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための協議や支援を行っています。

【評価など】

医療機関、介護事業所等が掲載されている福祉施設マップを作成し、市公式ホームページに掲載しています。また、在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護関係者の多職種によるグループワーク等の研修を実施して、ネットワーク化が図られています。

【今後の取り組み】

直方鞍手医師会等と連携しながら、在宅医療・介護連携のための研修や情報共有、地域住民への普及啓発等の事業を推進します。

(4) 家族介護支援事業（家族介護教室） 【健康福祉課】

高齢者を介護している家族や近隣の介護者を対象に、要介護者に対する介護方法や、介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得してもらうための教室を開催しています。

【現 状】

平成28年度は、在宅でおむつを使用している方の家族を対象に、「おむつの使用に関する教室」を実施しています。

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
参加者数（人）	0	6	12月開催

【評価など】

適正なおむつの使用方法を習得することができ、利用者及び利用者家族から喜ばれています。

【今後の取り組み】

高齢者を介護している家族や、介護者に役立つ教室とするため、講義内容を検討しながら、今後も継続して実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
参加者数（人）	13	14	15

(5) 介護用品給付事業 【健康福祉課】

65歳以上の在宅の高齢者で、おむつを使用している状態などにある人に対して、紙おむつ、尿取りパットなどの介護用品の給付を行うことによって、高齢者の生活の質の向上を確保するとともに、経済的な負担の軽減を図るために実施しています。

【現 状】

取り扱う商品を適宜検討し、利用者からの意見を参考にしながら商品内容を一部変更するなどの工夫を行っています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数(人)	310	295	304

【評価など】

必要に応じた種類の商品を自宅まで配達するため、家族の介護者の身体的・精神的負担及び経済的な負担の軽減になっており、喜ばれています。

【今後の取り組み】

今後も高齢者の増加とともに利用者も増加していくことが見込まれるため、事業内容を検討しながら継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
利用者数(人)	310	315	320

(6) 食の自立支援事業(配食サービス) 【健康福祉課】

在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者などに対し、配食サービス(夕食の弁当配達)を行い、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行っています。

【現 状】

在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者に、夕食の弁当を定期的に配達し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、高齢者の健康管理、孤独感の解消を図っています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数(人)	100	138	144
配食数(食)	19,553	25,277	12,213

【評価など】

高齢者に適した栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認に役立っています。

【今後の取り組み】

きざみ食や減塩食など、利用者の要望に応じた配食が可能であり、高齢者の健康管理及び安否確認を行う上で必要な事業であるため、今後も継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
利用者数（人）	150	155	160
配食数（食）	29,000	29,500	30,000

2 介護予防の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 【健康福祉課】

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

【現 状】

平成 28 年度から介護保険制度の改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が訪問型サービス及び通所型サービスに移行しました。また、平成 29 年度からは緩和した基準によるサービスを実施し、要支援者等の状況に応じて、それぞれの選択に基づき、適切なサービスを提供できるよう、包括的かつ効率的に取り組んでいます。

※平成 29 年度は8月サービス利用分まで

	実績値	H27年度	H28年度	H29年度
訪問型サービス	件 数 (件)	0	939	1,176
	給付費 (円)	0	17,357,794	21,277,755
通所型サービス	件 数 (件)	0	711	965
	給付費 (円)	0	16,493,903	22,887,396
介護予防ケアマネジメント※	件 数 (件)	0	869	1,099
	給付費 (円)	0	3,916,700	4,805,400

資料) 福岡県介護保険広域連合

【評価など】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、訪問型サービス等の専門的なサービスに移行することができましたが、住民主体によるサービスを実施するには、地域での支え合いの体制づくりを推進する必要があります。

【今後の取り組み】

要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、介護予防事業等により自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等に取り組めます。

※ 介護予防ケアマネジメント：要支援者等の自立支援を目的に、介護を必要としている人や家族の課題やニーズに対して、適切な助言や援助を行うことをいいます。
介護保険制度では、介護予防サービス計画を作成し、適切なサービス利用につなげることを指し、主にケアマネジャーがこの役目を担います。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問型サービス（件）	2,370	2,370	2,370
通所型サービス（件）	1,940	1,940	1,940
介護予防ケアマネジメント(件)	2,210	2,210	2,210

②介護予防普及啓発事業

65歳以上の高齢者を対象に、通所型介護予防事業のプログラムの全部または一部を実施し、高齢者が介護予防に向けた取り組みを主体的に行えるようにします。

【現 状】

下記の介護予防教室を実施しています。

- (ア) 介護予防はつらつ教室・・・介護予防や健康増進のため「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症予防」の4種類のプログラムを行っています。
中央公民館では、1期13回とし、年間に1期実施し、保健センター「パレット」では送迎を行い、1期13回とし、年間3期実施しています。
- (イ) 介護予防音楽教室・・・音楽を聴く、歌をうたう、楽器を奏でるなど「音楽療法プログラム」により心身機能の向上を図っています。
マリーホール宮田、ハートフルなどの公共施設で実施しています。
- (ウ) 各自治会単位などの介護予防教室・・・開催を希望する自治会に対し、集会所などに講師を派遣し、「運動教室」「栄養教室」「口腔教室」「認知症予防教室」「音楽教室」の5種類のプログラムの全部または一部を行っています。
- (エ) 介護予防シニア健康教室(ひざ痛改善教室)・・・健康講座や筋トレ実技講座に、頭と体を使ったボールゲームなどを組み合わせ、膝の痛みからの開放と生活活動範囲の拡大を図ることで、要介護状態になることを予防しています。
マリーホール宮田などの公共施設で実施しています。
- (オ) 介護予防教室みやわか・・・「運動器の機能向上」を中心に、「栄養改善」「口腔機能向上」の3つのプログラムを組み合わせた複合プログラムを実施しており、民間事業者にて送迎を行い、1期20回を年間で2期実施しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
はつらつ1期(人)	24	39	37
はつらつ2期(人)	20	11	22
はつらつ3期(人)	20	17	12月開催
音楽教室(人)	60	69	76
自治会等教室(人)	1,105	1,376	448
シニア健康教室(人)	59	47	1月開催
げんきん1期(人)	20	—	—
げんきん2期(人)	18	—	—
みやわか1期(人)	—	29	25
みやわか2期(人)	—	29	28
みやわか3期(人)	20	—	—

※ げんきん教室は平成27年度で終了

【評価など】

「介護予防はつらつ教室」は、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症予防」の4種類のプログラムを組み合わせた複合プログラムにて実施しており、参加者の身体機能の向上や維持に大いに寄与しています。参加者本人の主観的健康感や、教室終了後の評価からもプログラムの効果が見てとれます。

「介護予防音楽教室」は、音楽療育活動講師により、脳の活性化、口腔機能向上効果など、介護予防に有効な音楽プログラムを実施し、気軽に楽しめる音楽を通して健康づくりができると参加者からは高い評価を得ています。

「介護予防シニア健康教室(ひざ痛改善教室)」は平成27年度より実施し、終了後のアンケートでもまた参加したいとの回答が多く見られます。

「介護予防みやわか教室」は、リハビリテーション専門職や栄養士等による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のプログラムを実施し、参加者の身体機能の向上や維持に大いに寄与しています。

上記の介護予防教室は、参加者からは好評を得ていますが、実態調査結果では、介護予防事業について知らない人が半数を占めているため、新規参加者を増やす啓発活動が必要です。

また、認知症予防のために気をつけている人も約6割以上を超えていますが、今後の高齢化を見据え、認知症予防教室が必要と考えています。

【今後の取り組み】

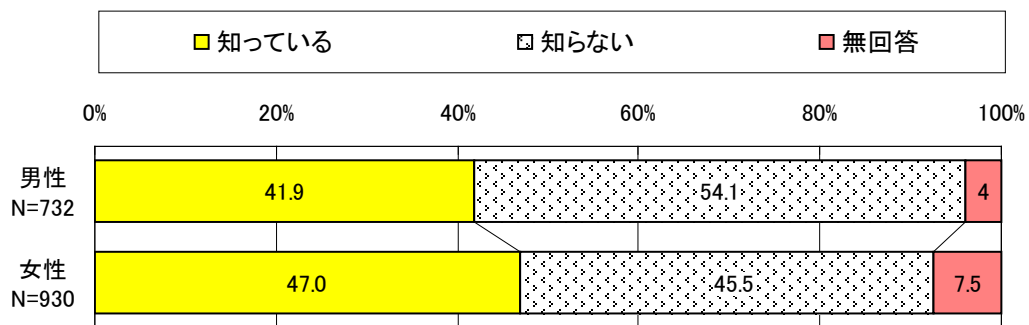
積極的に事業を周知するとともに、より多くの対象者が参加できるよう事業の拡大に努めます。

高齢者生きがい活動支援通所事業(あったかサロン)は、平成29年度より、若宮地区の5ブロックと宮田地区の1ブロックで、月2回及び月1回定期的を開催してしまし

たが、平成30年度より高齢者居場所づくり事業（あったかサロン）として市内全域に広めるため、あったかサロンを実施していない宮田地区ブロックへ、事業の周知・啓発を推進します。

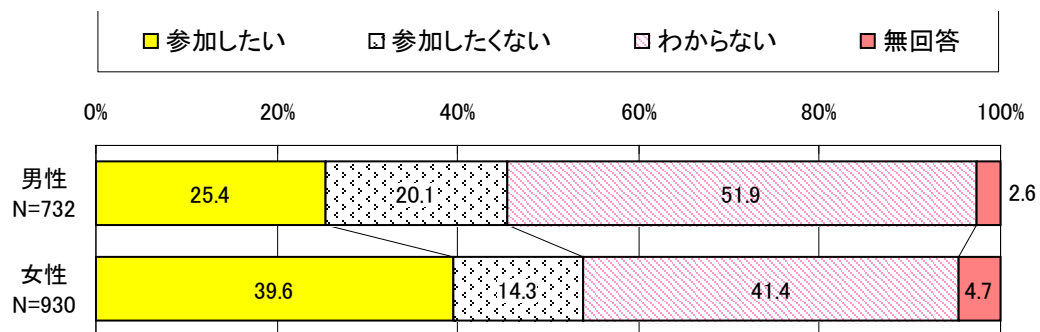
見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
はつらつ1期（人）	40	40	40
はつらつ2期（人）	20	20	20
はつらつ3期（人）	20	20	20
音楽教室（人）	70	70	70
自治会等教室（人）	1,200	1,250	1,300
シニア健康教室（人）	60	60	60
みやわか1期（人）	25	35	40
みやわか2期（人）	30	35	40
あったかサロン（人）	180	200	220

■介護予防事業を知っているか（一般高齢者）



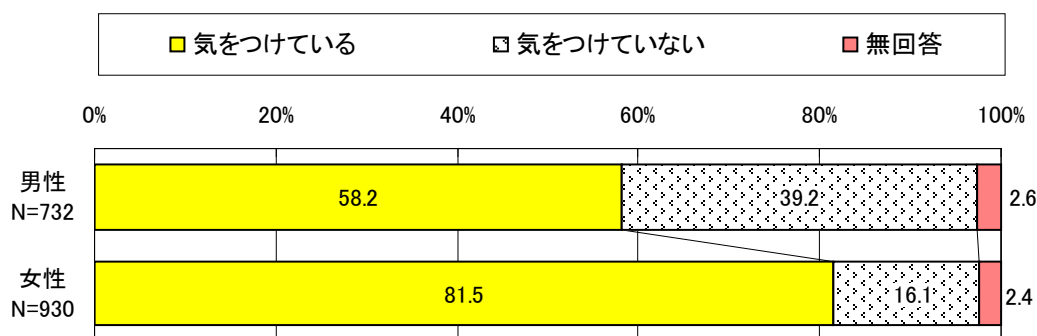
資料:実態調査結果

■介護予防事業に参加したいと思うか（一般高齢者）



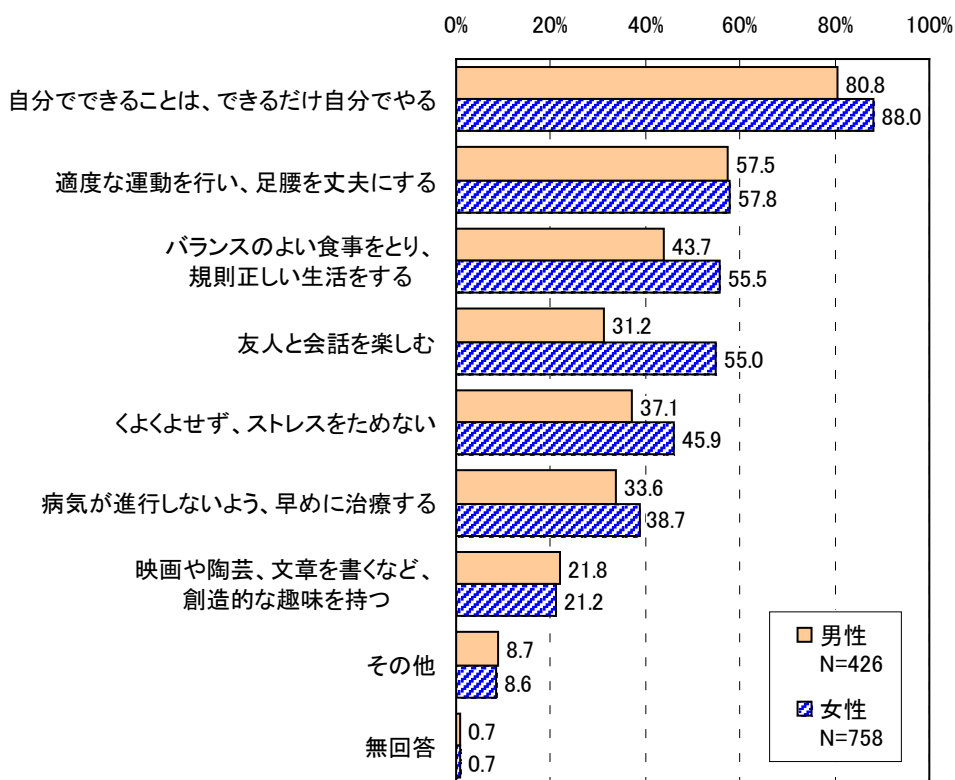
資料:実態調査結果

■認知症予防のために気をつけているか（一般高齢者）



資料:実態調査結果

■認知症予防のために気をつけていること（一般高齢者）



資料:実態調査結果

③介護支援ボランティア事業

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、活動に対して、交付金を交付します。

【現 状】

平成28年度より介護支援ボランティア事業を開始しています。

ボランティア登録者は、受入機関（施設や事業など）にて利用者の話し相手、食事や清掃などの補助、行事等の手伝いなどを行っています。この活動を通して地域貢献や自分自身の介護予防に取り組んでいます。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
ボランティア登録人数(人)	—	9	10
受入機関数	—	14	15

【評価など】

受入機関及びボランティア登録者の増加数が少ない状況にあります。社会参加活動を通じた介護予防やボランティア活動への理解促進を図るため、事業の普及・啓発に努める必要があります。

【今後の取り組み】

受入機関及びボランティア登録人数を増やすことができるよう、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

受入機関やボランティア登録者が地域貢献や介護予防に取り組めるよう活動内容などの検討を行います。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
ボランティア登録人数(人)	20	30	40
受入機関数	16	18	20

④地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が、地域の介護予防教室や、あったかサロンなどを定期的に訪問し、運動法の指導をしたり、体力測定を行うことで、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等に取り組めます。

【今後の取り組み】

リハビリテーション専門職が、住民の通いの場などに定期的に訪問することで、要介護状態の方たちも参加し続けることができる通いの場を地域に展開していきます。

3 地域で見守る体制づくり

(1) 生活支援体制整備事業 【健康福祉課】

高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、地縁組織、民間企業、社会福祉協議会等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

そのために、生活支援コーディネーター[※]や協議体[※]の配置等を通じて、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を図ります。

【現 状】

平成28年度より、第1層の協議体を設置、平成29年度からは第1層の生活支援コーディネーターを配置しています。地域資源[※]の状況を把握し、不足する資源開発に向けた協議や、関係者間のネットワーク構築に向けて取り組んでいます。

【評価など】

高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わり、社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実のため、第2層の生活支援コーディネーターの配置や協議体設置の必要があります。

【今後の取り組み】

地域活動に既に取り組んでいる地域からモデル的に取り組み、最終的に市全域でそれぞれ地域づくりができるよう、関係主体と議論、実践を積み重ねていきます。

※生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスのコーディネート業務を実施する者。
※協議体：行政機関、生活支援コーディネーター、生活支援等サービスの多様な提供団体等で構成し、情報共有や連携をする場。第1層は市全域、第2層は中学校区域を想定している。
※地域資源：住民主体の取り組み（健康づくり、サロン、サークル、趣味のグループ等）、行政以外の活動（民間企業、ボランティア団体等）を含めた幅広い既存事業。

(2) 在宅介護支援センター運営事業 【健康福祉課】

おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者※、もしくは要援護高齢者となるおそれのある高齢者やその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関やサービス機関などとの連絡調整を行い、福祉の向上を図るために実施しています。

【現 状】

高齢者の生活を支える相談窓口として重要な役割を果たしており、ニーズに応じた福祉サービスにつなげていくパイプ役として、社会福祉協議会、民生委員などと連携を取りながら、高齢者の福祉の向上に努めています。電話、来所の件数は年々増加しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
電話（件）	1,630	2,214	959
来所（件）	159	187	62
訪問（件）	940	588	258
申請代行（件）	1,167	1,022	392
実態把握（件）	900	772	351

【評価など】

関係機関とのパイプ役であり、地域に密着した相談窓口として重要な役割を担っています。

【今後の取り組み】

在宅介護支援センターについては、毎年広報紙で周知していますが、認識度をさらに高める必要があります。

また、平成30年度以降においても、在宅介護支援センターは地域に密着した重要な機関でもあるため、住民サービスの維持に配慮し、事業を継続していきます。

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
電話（件）	2,100	2,100	2,100
来所（件）	180	180	180
訪問（件）	900	900	900
申請代行（件）	1,100	1,100	1,100
実態把握（件）	950	950	950

（3）ひとり暮らし高齢者等見守り事業 【健康福祉課】

ひとり暮らし高齢者などの孤独死防止や安否確認などを、地域住民のみならず、地域住民と関わりを持たれている事業所（郵便、新聞、電気、ガスなどの事業所）に日常の活動の中で無理の無い範囲で見守りを行ってもらい、異常発見の際に市などに通報をしてもらうよう協力をお願いしています。

【現 状】

平成21年度より協力依頼を行う事業所の選定及び実施に着手し、電力会社、郵便局、ガス、し尿収集、新聞配達など、現在31事業所から協力の承諾を得ています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
協力事業所数	30	31	31

【評価など】

市内外の事業所から積極的に事業に協力をいただき、地域における見守りの輪が広まりつつあります。

この他に、社会福祉協議会、老人クラブなどの関係機関や関係団体が実施している見守り活動との連携を図る必要があります。

【今後の取り組み】

見守り活動を推進する民生委員や老人クラブ、社会福祉協議会などの関係機関や関係団体と連携を図ります。

ひとり暮らし高齢者などの不安を取り除き、安心して暮らしていけるよう、協力事業所数の増加に努めます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
協力事業所数	32	33	34

(4) 福祉緊急通報システム事業 【健康福祉課】

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急事態に陥った時に、24時間体制で迅速かつ適切な救護体制をとることにより、その安全を確保するために実施しています。

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与し、夜間等に協力員と連絡がとれない場合は、駆けつけサービス※により24時間体制で緊急時の対応をとっています。また、月1回の伺い電話による安否確認や、利用者からの相談などにも応じています。しかし、近年、携帯電話を所持している人が増え、連絡がとりやすい環境にあるため、年々利用者が減少しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数(人)	87	83	74

【評価など】

携帯電話を所持している人は増加していますが、全てに普及しているわけではないため、利用者の不安解消に大いに寄与しています。

【今後の取り組み】

高齢者の増加が見込まれる中、ひとり暮らし高齢者などの安否確認や、緊急時の対応で利用者の不安を解消するためにも今後も継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
利用者数(人)	80	80	80

※ 駆けつけサービス：24時間、365日、常駐している相談員や看護師により、緊急の通報があった場合は必要に応じて救急車を要請するサービス

4 認知症高齢者支援体制の充実

(1) 認知症初期集中支援推進事業 【健康福祉課】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施します。

【現 状】

認知症の人やその家族に対する支援として、平成 28 年度より「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた取り組みを行っています。チームは認知症専門医がいる福岡県認知症医療センターや、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士等の専門職と合同で取り組みを行っています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
相談実績人数 (人)	—	8	3

【評価など】

早期診断・早期対応に向けた支援体制を充実するために住民への普及・啓発が必要です。

【今後の取り組み】

医療・介護関係者及び住民への普及・啓発を行います。

家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、早期診断・早期対応の支援を継続して実施していきます。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業 【健康福祉課】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進します。

【現 状】

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

【評価など】

認知症地域支援推進員を中心に認知症の人やその家族の相談や認知症ケアパス*を作成しましたが、関係機関及び市民への普及・啓発が必要です。

【今後の取り組み】

地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るために、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制や認知症ケアパスの普及に取り組みます。

また、地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制、認知症の本人のニーズを地域で共有する取り組み、認知症初期集中支援チームとの連携を図っていきます。

※ 認知症ケアパス：認知症の状態に応じた適切な医療・介護サービスを利用することができるようにサービス提供の流れをわかりやすく示したもの。

(3) 認知症カフェ運営事業 【健康福祉課】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することが望めます。認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営することにより、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。

【現 状】

平成28年7月から市内の事業所と契約して、認知症カフェを開設し運営しています。認知症カフェは、それぞれ認知症の人とその家族、地域住民の相談支援や普及啓発などに取り組んでいます。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
認知症カフェ設置件数(件)	—	6	5
認知症カフェ利用人数(人)	—	760	317

【評価など】

平成28年度から認知症カフェがスタートし、少しずつ認知症カフェ利用者も増加しています。しかしながら、カフェ設置箇所の拡大にはつながらず、今後の利用者を増やすためにも、普及、啓発に努める必要があります。

【今後の取り組み】

認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。そのために認知症カフェの設置・運営の拡大や認知症の人とその家族、地域住民等への周知に取り組んでいきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
認知症カフェ設置件数(件)	8	9	10
認知症カフェ利用人数(人)	800	900	1,000

(4) 認知症サポーター※養成講座 【健康福祉課】

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するための講座です。

認知症の人が「尊厳ある暮らし」ができるよう地域で見守ることを目的としています。

「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

【現 状】

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めてきました。

この養成講座は、市のまちづくり出前講座などでの周知により、自治会や老人会、職域などからも申込みがあり、認知症の正しい知識が広まっています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
開催件数(件)	12	5	1
参加者数(人)	269	189	40
サポーター数累計(人)	1,434	1,623	1,663

【評価など】

認知症サポーターを養成することは、認知症に関する普及啓発を通じて社会全体で認知症が身近な病気であることを確認するとともに、認知症サポーターの地域での見守り活動への参加が、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにつながると考えられます。

しかし、学生や就労している若年世代からの申込みは少なく、開催方法などについて検討の必要があります。

【今後の取り組み】

地域、学校、職域での認知症に対する認識や理解がより一層深まるよう、まちづくり出前講座などにより養成講座の積極的な普及啓発を行います。

また、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりのために養成講座を修了した人の復習を兼ねた学習会などを行います。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
参加者数(人)	200	210	220

※ 認知症サポーター：特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守る人

(5) 高齢者等徘徊SOSネットワーク事業 【健康福祉課】

認知症高齢者等が徘徊行動により、行方不明になった場合の早期発見・保護を図るため、社会福祉協議会、介護支援事業所などの協力機関等による支援体制を構築することにより、認知症高齢者などの見守り及び生命、身体の安全の確保並びに家族への支援を実施します。

【現 状】

平成27年度から、宮若市、直方市、鞍手町、小竹町において高齢者等徘徊SOSネットワークの広域連携に関する協定を締結して、広域的な取り組みを実施しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
協力機関数累計	51	51	51

【評価など】

認知症高齢者などの徘徊や行方不明者の捜索は警察への通報が第一で、ネットワークは補助的な役割ですが、広域連携協力体制が整ったことにより、行方不明者の早期発見・保護に繋がっています。

【今後の取り組み】

行方不明になった場合の早期発見・保護を図るため、地域住民の理解や啓発に取り組みます。

引き続きネットワーク事業の充実のために福岡県防災メール「まもるくん」の徘徊・行方不明者システムを使った情報提供を行い、捜索協力を求めることが必要と考えられます。そのためには、福岡県防災メール「まもるくん」の登録を市民や関係機関等に幅広く周知を図っていきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
協力機関数累計	60	62	64

(6) 認知症高齢者等事前登録制度 【健康福祉課】

高齢者等が認知症等の症状により出かけたまま道に迷って家に帰れなくなったり、徘徊して行方不明のおそれがあるため、本人の名前や身体的特徴、写真などの情報を事前に登録し、万が一、行方不明になった場合の検索をスムーズに行い早期発見・保護を行うための制度です。

【現 状】

事前登録者に自治体名などが記入された反射して光るステッカーの配付を行います。このステッカーを履物などに貼ることによって、徘徊などで行方不明になったときに、顔や特徴などがわからなくてもステッカーを目印に発見することができ、身元確認がスムーズにできます。昼間は、蛍光色なのでわかり易く、夜間でもライトなどの光に反射するため、交通事故防止にもなります。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
登録者数累計 (人)	17	32	33

【評価など】

事前登録を行うことで、万が一、行方不明が発生した場合、早急な対策を取ることができ、発見時に名前や住所が言えなくても早期に身元が判明しています。

高齢化が進む中、認知症について理解を深め、登録制度の利用促進に努める必要があります。

【今後の取り組み】

今後も、認知症高齢者等が地域で安心して暮らせるように、事前登録制度の周知に取り組んでいきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
登録者数累計 (人)	40	45	50

5 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の周知 【健康福祉課】

認知症など判断能力が不十分で、心身や生活の状態に不安がある人の財産や権利を守るための公的な仕組みとして、「成年後見制度」などの権利擁護に関する制度が設けられています。

【現 状】

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などは、周囲に見守る人がいない中で、訪問販売や電話勧誘販売、振込詐欺などの消費者被害にあいやすく、繰り返し被害にあうケースが増えています。高齢者は年齢とともに判断能力が低下していく傾向があるため、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれます。

実態調査結果によると、名称についての認識はありますが、内容についてはあまりよく知られていない現状です。高齢化が進む中、更なる積極的な利用促進に努める必要があります。

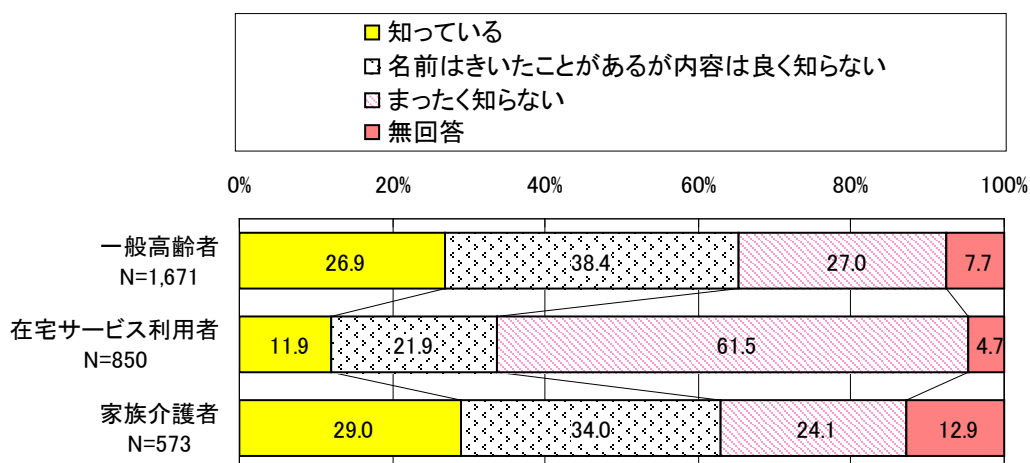
【評価など】

総合相談の中でも、成年後見制度の説明や申立支援などを行っています。

【今後の取り組み】

判断能力の不十分な人の支援として今後も重要な制度です。地域で安心して生活する上で必要であり、今後も制度の利用促進に向け、まちづくり出前講座などにより更なる啓発を行っていきます。

■権利擁護に関する制度を知っているか



資料:実態調査結果

(2) 成年後見制度利用支援事業 【健康福祉課】

身寄りが無いなどの理由により、成年後見の申立てをする人がいない認知症の低所得の高齢者（生活保護受給者またはこれに準ずる人）の支援を図るため、市長が法定後見の開始の審判の申立てを行う場合や低所得の高齢者、家族、親族において、その申立てに要する経費や成年後見人などの報酬の助成を行います。

【現 状】

市長が法定後見開始の審判申立てを行う場合などの申立てに要する経費や成年後見人などの報酬の助成については、利用者が少ない状況にあります。

【評価など】

認知症高齢者などの判断能力が十分でない方を保護するための重要な事業であり、成年後見制度の利用促進のため必要な事業と考えます。

【今後の取り組み】

認知症高齢者の権利擁護のために必要な事業であり、今後も周知を図りながら継続して実施します。

(3) 高齢者虐待防止施策の推進 【健康福祉課】

高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を維持していくために、関係機関とのネットワークを密にしながら、高齢者虐待の防止、高齢者個人の権利擁護に努めています。また、高齢者虐待を未然に防止するために、高齢者虐待に対する正しい知識や、権利意識等の啓発を行っていきます。

【現 状】

地域包括支援センターが主体となり、在宅介護支援センターなどと連携して、虐待事案の対応に取り組んでいます。また、福岡県高齢者・障害者虐待対応チーム[※]などを活用し、虐待事案について適切な対応を行っています。

実態調査結果によると、名称について認識はありますが、内容について知らない人が多いのが現状です。

【評価など】

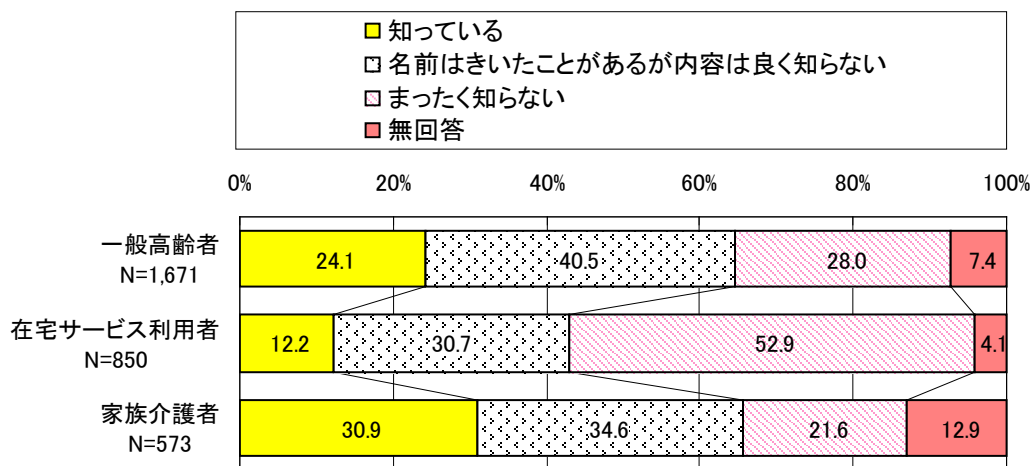
高齢者虐待を未然に防止するため、市民への啓発に取り組んでいます。また、虐待事案については「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、早期の対応が図られています。

[※]福岡県高齢者・障害者虐待対応チーム：福岡県弁護士会と福岡県社会福祉士会の高齢者等虐待に詳しい会員によって構成されたチーム。要請のあった市町村に対して、専門的な知識やノウハウ等その他のサービスを提供する。

【今後の取り組み】

高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待の早期発見・防止に取り組むため、今後も「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待対応に取り組んでいきます。

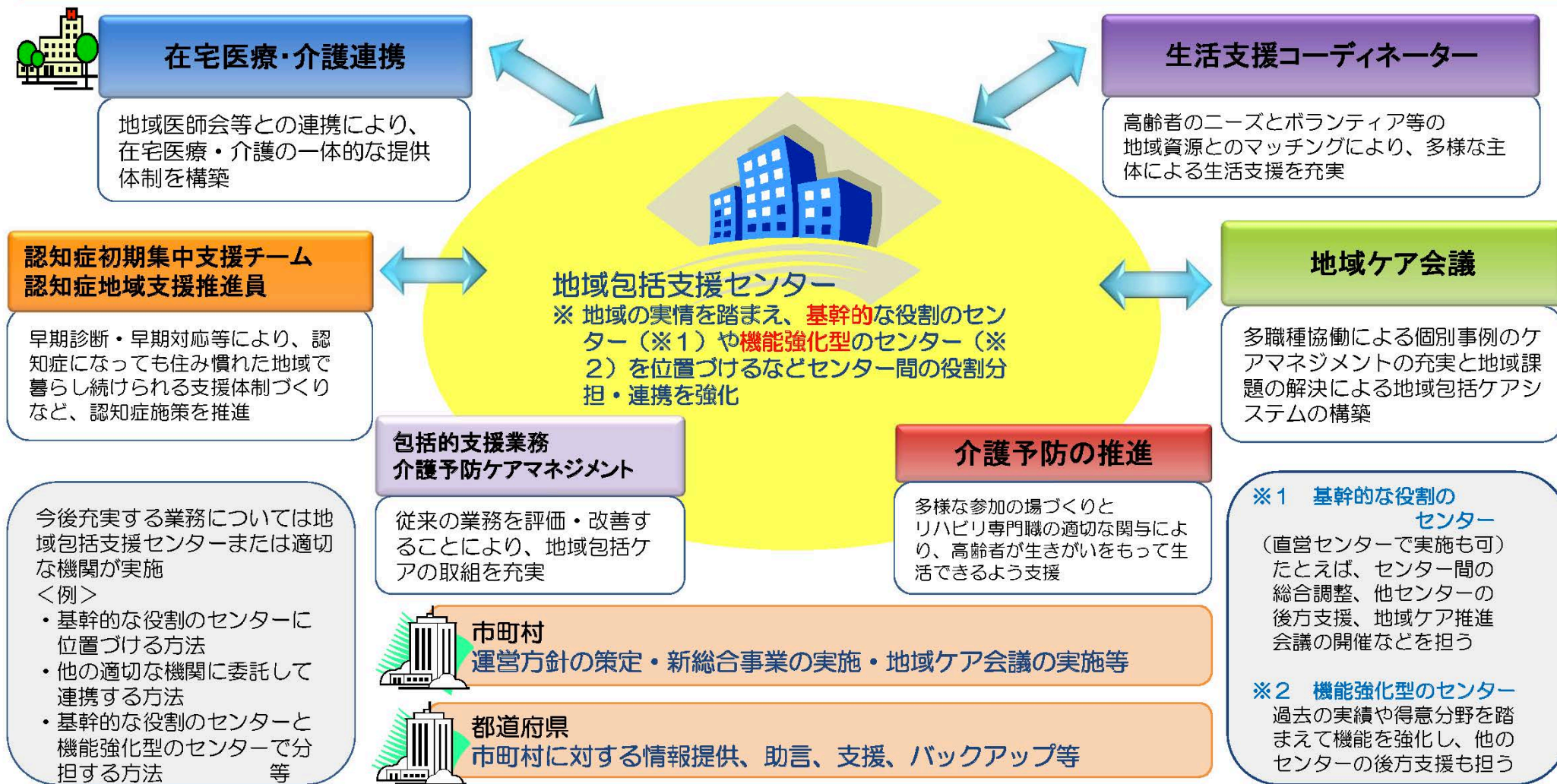
■ 高齢者虐待防止法について知っているか



資料:実態調査結果

地域包括支援センターの機能強化

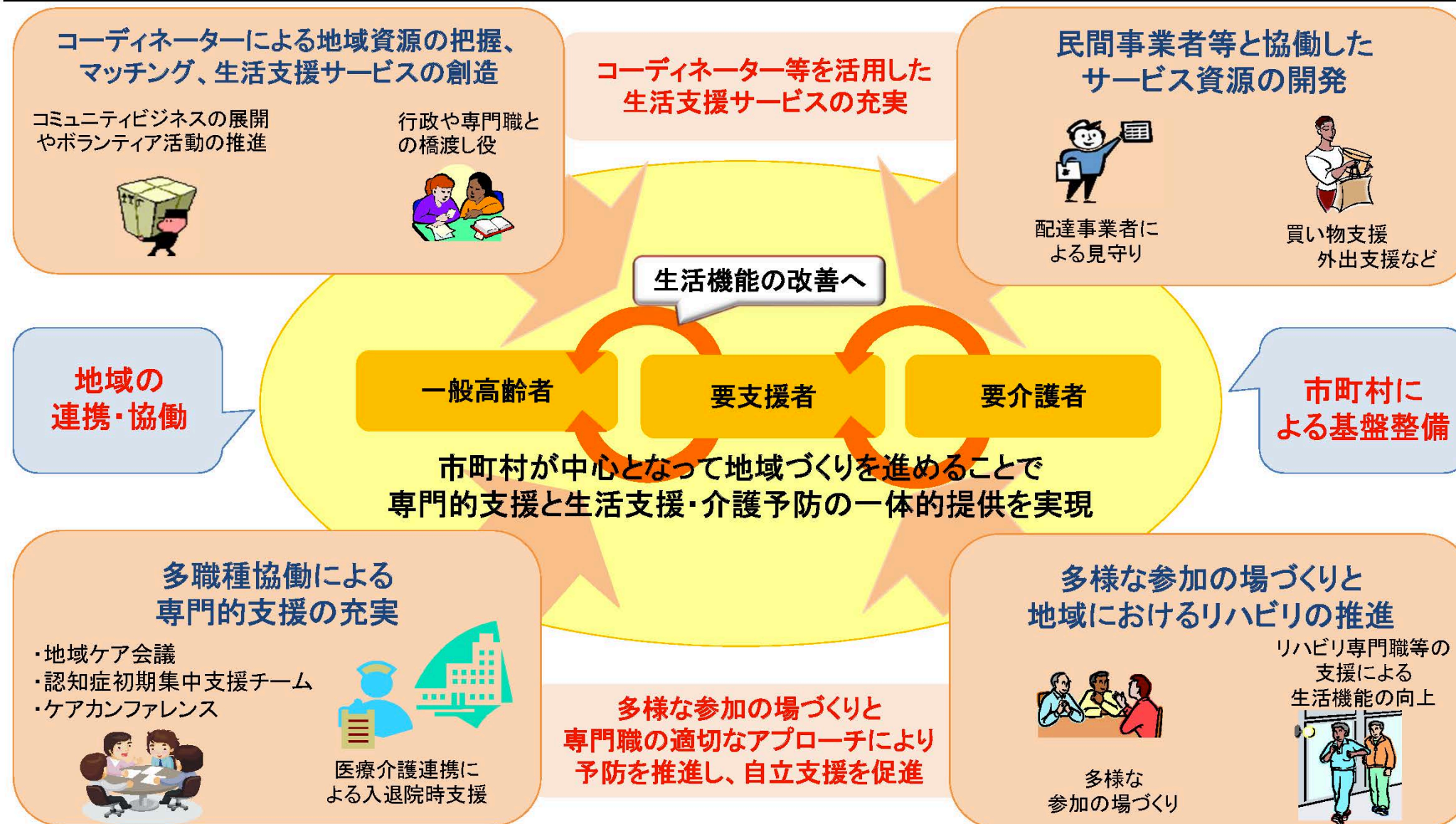
- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



出典：厚生労働省資料

高齢者が自立した生活を継続できる地域づくり

○生活支援サービスの充実、介護予防の推進に加え、多職種協働による専門的支援の充実を図ることにより、要支援者の生活機能の改善が図られるなど、高齢者の自立が促進される。



出典：厚生労働省資料

II 生きがいつくり・社会参加の機会の充実

現状と課題

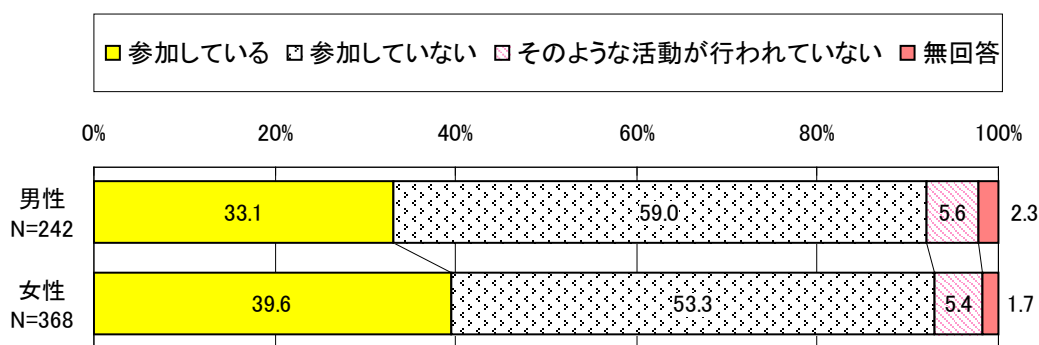
団塊の世代が高齢期を迎え、平成29年3月末の住民基本台帳では高齢化率は33.0%と年々高くなっており、今後、地域で過ごす高齢者の数は増えると予測されます。高齢期をいきいきと、健康に過ごすためには、生きがい活動や社会参加の機会を増やすとともに、就労を希望する高齢者に対しては、その機会の提供を行う必要があります。

実態調査結果によると、半数以上が交流の場に参加しておらず、参加していない理由としては、「関心のある活動がない」という回答が最も多く、次に「時間がない」という回答が多くなっています。

既に就労している高齢者や、お住まいの自治会以外での活動に参加している高齢者などを除いた高齢者に対して、地域で活動できる場や集いの場などを提供し、閉じこもりなどの予防を行うことは、介護予防の観点からも非常に重要と考えます。

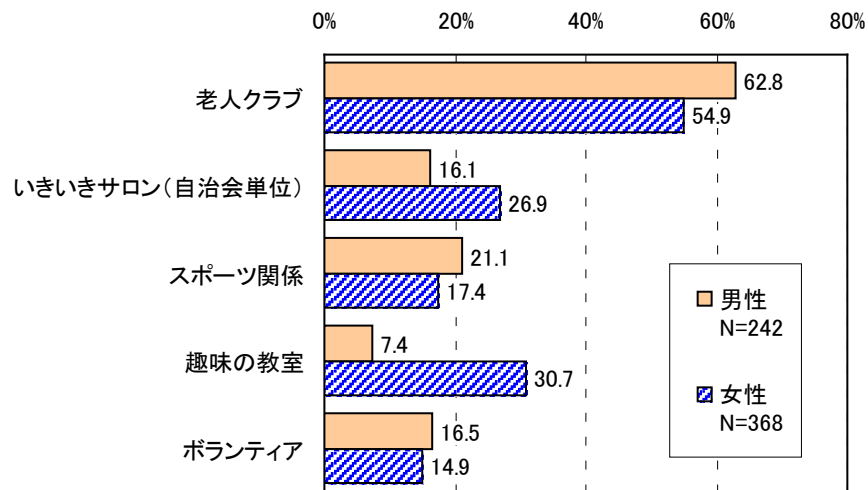
以上のことから、「ふれあい・交流の場づくり」「生きがいつくり」を重点的に取り組むべき課題とし、施策を展開します。

■自治会で行われている活動に参加しているか（一般高齢者）



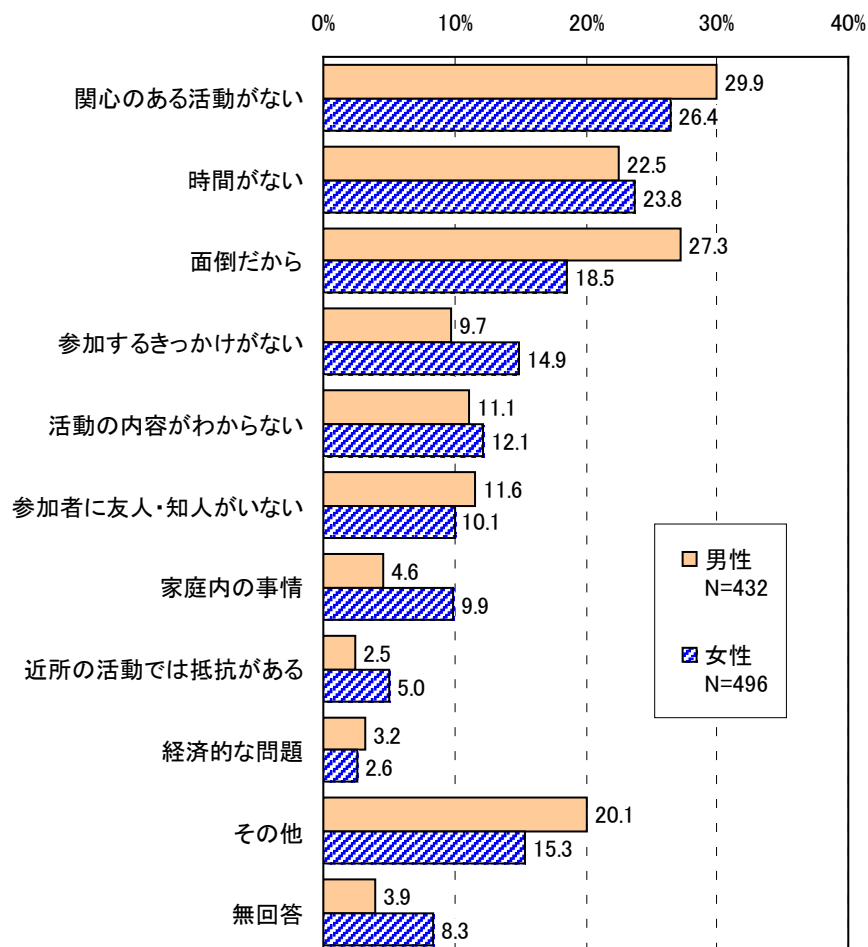
資料: 実態調査結果

■自治会で行われているどのような活動に参加しているか（一般高齢者）



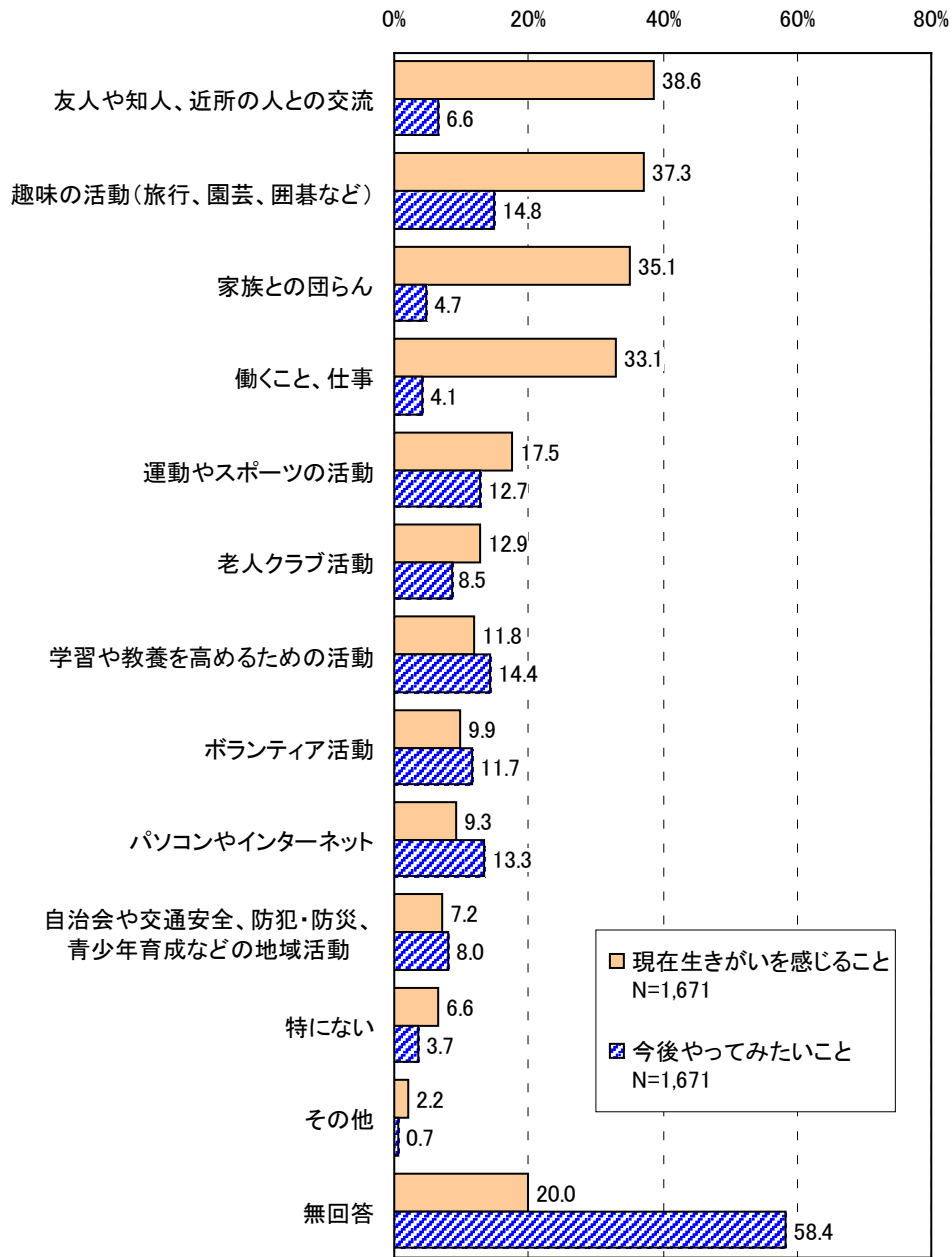
資料:実態調査結果

■自治会で行われている活動に参加していない理由（一般高齢者）



資料:実態調査結果

■現在生きがいを感じることと今後やってみたいこと（一般高齢者）



資料:実態調査結果

1 ふれあい・交流の場づくり

(1) 社会福祉センター運営事業 【保護人權課】

市民のためのふれあい・交流の場などの確保を目的に運営しています。
また、市内各所を巡行し、高齢者などが気軽に社会福祉センターを利用できるようにするため、市内各所と社会福祉センターをつなぐ交通手段として、ふくしバスの運行を行っています。

【現 状】

ふくしバスは、宮田地区、若宮地区とも月曜日・水曜日・金曜日に市内の各所を巡行し、社会福祉センターの利用者の送迎を行っています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
延べ入館者数 (人)	64,625	62,792	23,483

【評価など】

ふくしバスは、社会福祉センターを利用する高齢者などのための貴重な交通手段の一つとして定着しており、市役所、若宮コミュニティセンターなど公共施設も経由することから、利用者からも大変喜ばれています。

【今後の取り組み】

今後も、ふれあい・交流の場を提供することで、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくりに寄与します。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
延べ入館者数 (人)	62,000	62,000	62,000

(2) 社会福祉センター無料入館券配付事業 【健康福祉課】

70歳以上の高齢者並びに70歳未満の後期高齢者医療受給者に対し、無料入館券（1年に12回分）を申請に基づき交付し、社会福祉センターを活用した高齢者の健康づくり、生きがい対策を図るために実施しています。

【現 状】

高齢者の健康維持と生きがいづくりにもつなげる事業で、利用者間の交流の場にもなっています。利用者数は、若干減少しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
入館券交付者数（人）	625	565	444
延べ利用者数（人）	4,545	4,403	2,305

【評価など】

高齢者の生きがいづくり及び閉じこもりの防止、入浴の習慣をつけることでの健康維持に寄与しています。利用者からは好評を得ている事業です。

【今後の取り組み】

年々利用者が減少しているため、高齢者の生きがいづくり、閉じこもりの防止と、健康維持のために今後も事業を継続し、市民へ周知を図ります。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
入館券交付者数（人）	560	560	560
延べ利用者数（人）	4,400	4,400	4,400

2 生きがいづくり

(1) 高齢者講座 【社会教育課】

高齢者に組織的な学習の場や社会的活動への参加の機会を提供し、高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるようにするとともに地域における指導者としての活躍を期待し、開催場所を宮若市中央公民館及び若宮分館の2か所とし開設しています。

【現 状】

高齢者大学の参加者数は、ほぼ定員を満了した人数で推移しています。

さわやか講座（中央公民館）

※平成 29 年度は8月末現在

実績値（延参加者数）		H27 年度	H28 年度	H29 年度
専門 講座	やさしい体操	671	658	246
	すっきり体操	561	500	149
	絵手紙	287	280	74
	盆栽・園芸	234		
	初めてのデジカメ	380	420	152
	男性リフレッシュ体操		91	39
延参加者数（人）		2,133	1,949	660

注：「盆栽・園芸」は平成 27 年度までで廃止

注：「男性リフレッシュ体操」は平成 28 年度より開始

若生学級（若宮分館）

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
延参加者数（人）	824	999	453

【評価など】

定期的な学習の機会や社会的活動への参加の機会を提供することで、高齢者の引きこもり防止に寄与しています。

【今後の取り組み】

今後も、市民ニーズに適した学習の機会を提供するため、講座内容に変化を加えながら継続していきます。

さわやか講座（中央公民館）

見込み値（参加者数）		H30年度	H31年度	H32年度
専門 講座	やさしい体操	650	650	650
	すっきり体操	650	650	650
	絵手紙	320	320	320
	初めてのデジカメ	400	400	400
	男性リフレッシュ体操	240	240	240
延参加者数（人）		2,260	2,260	2,260

若生学級（若宮分館）

見込み値		H30年度	H31年度	H32年度
延参加者数（人）		1,000	1,000	1,000

(2) 老人クラブ活動支援事業 【健康福祉課・社会教育課】

高齢者福祉の向上や老人クラブの育成のために、自主的に組織された単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動等に対し、県や市の制度に基づいて補助金を交付しています。

【現 状】

多様化している生活スタイルやニーズなどにより、新たな会員の確保が困難になっていることや、会員の高齢化が進んでいることから、老人クラブ数、会員数がともに減少傾向となっています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
助成対象クラブ数	50	49	48
会員数（人）	2,992	2,883	2,721
補助金額（千円）	3,619	3,508	3,113

【評価など】

老人クラブ活動で高齢者相互の親睦、生きがいづくり、健康づくりなど、新たな取り組みを取り入れながら、高齢者の閉じこもり防止や健康維持に大いに寄与しています。

【今後の取り組み】

老人クラブが、老人クラブ活動（高齢者相互の親睦、生きがいづくり、健康づくりなど）を自主的に行っていく上で重要な事業であり、今後も新たな老人クラブ会員の確保や老人クラブの新たな活動を促進していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
助成対象クラブ数	50	50	50
会員数(人)	2,900	2,900	2,900

(3) シルバー人材センター助成事業 【健康福祉課】

臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、就業の機会の確保などを目的として組織された宮若・小竹シルバー人材センターに対し、国の制度に基づいて必要な助成を行っています。

【現 状】

助成額は 17,100 千円(宮若市 11,400 千円、小竹町 5,700 千円)となっています。

【評価など】

高齢者に対して地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的とし助成を行っており、高齢者の就業機会の確保と生きがいづくりに寄与しています。

【今後の取り組み】

補助金に対する事業の成果及び評価を行いながら、継続して事業を推進していきます。
また、市への依存性を軽減するため、技術、技能の開発はもとより、新規事業やボランティア活動などに取り組むなど、今後さらに事業収益の向上に努めるよう指導、助言を行います。

(4) 敬老祝金の支給 【健康福祉課】

市内在住の88歳(米寿)、99歳(白寿)、100歳以上の高齢者に対し、敬老祝金を支給し、多年社会に貢献された方々の長寿を祝うために実施しています。

【現 状】

敬老の日が属する9月に、88歳、99歳、100歳以上の高齢者の方に自治会長等を通じて敬老祝金を支給しています。また、新100歳になられる希望者の方には市長が訪問し、長寿をお祝いしています。

※平成29年度は8月8日現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
88歳（人）	216	204	192
99歳（人）	21	26	11
100歳以上（人）	36	38	49
合計（人）	273	268	252

【評価など】

敬老の日の行事として、お祝いを受けた方や家族の方にも大変喜ばれています。

【今後の取り組み】

他市町村での実施状況などを勘案し、対象者数の伸びを考慮しつつ、平成30年度以降事業の見直しを検討します。

III 安全・安心な生活環境の充実

現状と課題

少子高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯は増加傾向となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、在宅生活を支援するサービスだけでなく、安全・快適な生活環境の整備が必要です。

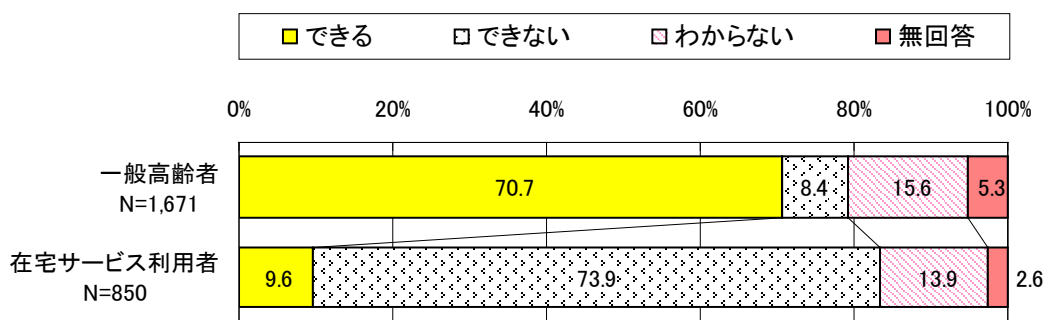
高齢者が安全、安心に生活し、社会参加するためには、公共交通機関の対策や、道路や公共施設などのバリアフリー環境の整備、推進を図り、また、交通事故や犯罪などから守るため、啓発活動を推進していくことが必要です。

また近年、これまで経験したことがないような災害が全国各地で起こっています。

実態調査結果によると、災害が起こった際、一般高齢者は自分で避難はできますが、情報伝達の手段がないことに不安を感じており、在宅サービス利用者については、自ら避難ができないことに不安を感じています。そのため、有事の際は、行政と地域とが連携し、高齢者の生命を守るための支援体制づくりも推進していかなければなりません。

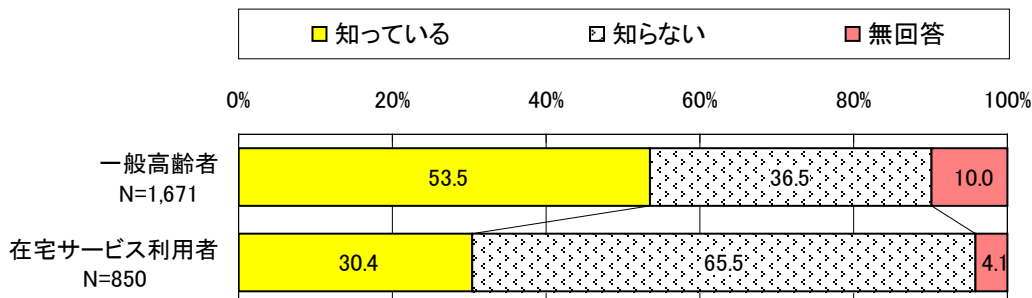
以上のことから、「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」「交通安全の推進」「防災・防犯対策の充実」「在宅生活困難者へのサービス確保」の4点を重点的に取り組むべき課題として、施策を展開します。

■災害時にひとりで避難ができるか



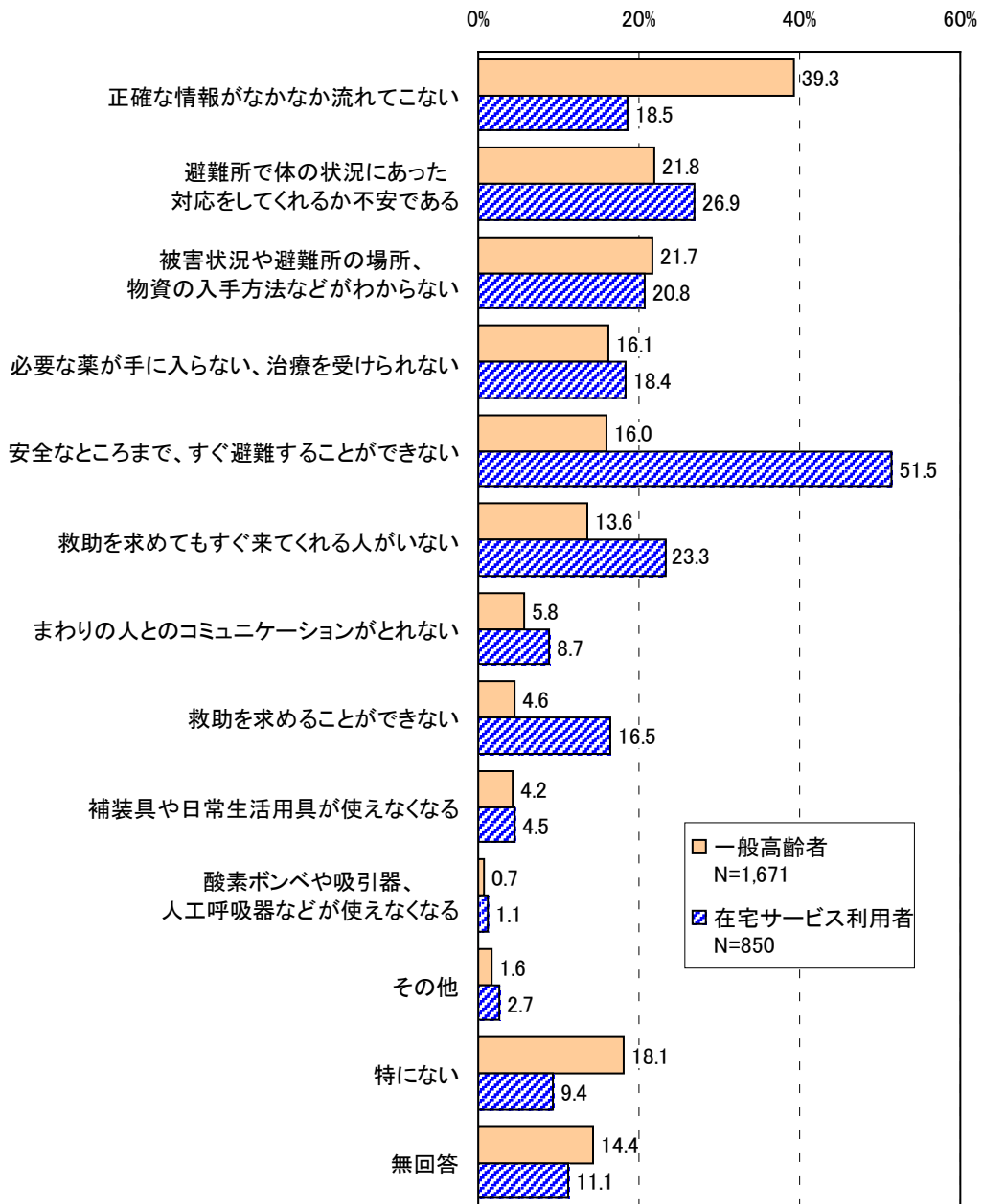
資料: 実態調査結果

■災害時の避難先を知っているか



資料: 実態調査結果

■大きな災害が起きた場合に心配なこと



資料:実態調査結果

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(1) 高齢者に配慮した市営住宅の整備 【建築都市課】

平成23年度に策定した宮若市営住宅長寿命化計画に基づいて、高齢者に配慮した市営住宅の整備を推進しています。

【現 状】

鍋田団地において、バリアフリーに対応した市営住宅として45戸を整備しています。また、築年数が経過し、古く老朽化した棟については用途廃止を進めています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
管理戸数(戸)	1,333	1,329	1,329

【評価など】

宮若市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者が生活しやすい居住環境を整備しています。

【今後の取り組み】

今後、市営住宅を整備をする際は、高齢者に配慮した市営住宅の整備を進めるため、平成23年度に策定した宮若市営住宅長寿命化計画に基づき事業を進めていきます。

(2) 高齢者住みよか事業 【健康福祉課】

介護保険法に定める住宅改修において支給限度額を超えており、非課税世帯に属する在宅の要支援・要介護高齢者に対し、高齢者に配慮した住宅に改造するための必要な経費を補助することにより、要支援・要介護高齢者の在宅での生活を支援するために実施しています。

【現 状】

在宅で生活する高齢者及びその介護者などの生活の質の向上を図り、広く在宅福祉を推進するために実施しています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用者数（人）	9	2	1

【評価など】

介護を要する高齢者が、今後も在宅で住みよい生活を送るために重要な事業であり、毎年一定数の利用者があります。

【今後の取り組み】

要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる居住環境の確保は大変重要であり、継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
利用者数（人）	8	8	8

(3) 住宅等改修補助金事業 【建築都市課】

個人住宅及び地域公民館のバリアフリー化や水洗化に伴う改修工事などを、市内に本店がある施工業者によって行う場合に、工事費の10分の1に相当する金額（限度額10万円）を助成します。

【現 状】

快適な住環境の整備及び円滑な地域公民館活動の支援、並びに地域経済の活性化を図るために実施しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
個人住宅利用件数	55	65	36
地域公民館利用件数	2	2	1

【評価など】

毎年50件以上の申請があり、市民の消費を促し、地域経済の活性化に寄与しています。また、公共下水道の加入率の向上及び合併浄化槽の設置の推進にも繋がっています。

【今後の取り組み】

市内居住者に対する住環境の整備を行い、住み続けたいと思うまちづくりを推進するとともに、市内に本店を有する中小企業の育成に繋がることから、継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
個人住宅利用件数	55	55	55
地域公民館利用件数	5	5	5

(4) 歩行空間の確保とバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【まちづくり推進課・建築都市課・土木建設課・学校教育課・社会教育課】

高齢者などが安心して歩行できるように、バリアフリー化した道路整備や歩行空間の確保に努め、多くの人々が利用する市役所をはじめとした公共建築物や関連施設などのバリアフリー化の促進を行うことで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

【現 状】

高齢者などが外出する際の歩行空間については、車に危険を感じる事、道路の段差が多いこと、歩道に障害物が多いことなどの問題点が指摘されています。障がいの有無に関わらず、すべての歩行者の安全な通行を確保するため、バリアフリーの考え方に沿ったまちづくりが求められています。

【評価など】

本市の既存の公共施設の中には、バリアフリー化への対応が遅れている施設もあるため、対応が必要です。

【今後の取り組み】

道路の移動円滑化整備ガイドライン*に合った歩行空間の確保に努め、積極的にバリアフリー化に努めます。

市役所本庁舎については、宮若市中心拠点整備基本計画に基づき、平成31年度の完成を目標に整備を進めています。新しい庁舎では、高齢者などが安心して移動できるよう段差をなくし、ユニバーサルデザインによるローカウンターの設置を計画しています。

また、今後、学校施設、スポーツ施設、文化施設、コミュニティ施設などの公共建築物を新設・改修する際も同様にバリアフリー化に努めます。

※道路の移動円滑化整備ガイドライン：道路事業に携わる担当者が多様なニーズを実現する上で、ユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するため、道路の構造を理解し、「バリアフリー新法」及び「道路移動等円滑化基準」に基づき新設や改築だけでなく、様々な道路整備を行う際にも活用することを目的として一般財団法人「国土技術研究センター」により策定されたガイドライン。

2 交通安全の推進

(1) 交通安全対策の推進 【健康福祉課・総務課】

市の区域内における交通安全の保持の基本的な施策及びその適切な実施に努めるため、宮若市交通安全対策協議会を設置し、関係行政機関と関係団体との連絡、協調を図っています。

【現 状】

年2回開催されている宮若市交通安全対策協議会において、宮若市議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会などの関係団体が参加し、高齢者等の交通事故防止のための取り組みについて協議を行うとともに、老人クラブ連合会では毎月15日を「安全の日」と定め、交通安全教育及び交通安全運動の推進に取り組んでいます。

【評価など】

高齢者の交通事故防止に向けた取り組みなど、関係行政機関と関係団体との間で情報の共有が図られています。

【今後の取り組み】

交通事故の死者数は減少傾向にある中、高齢者が占める割合は年々高くなっており、近年では高齢者が事故の被害者だけでなく加害者になるケースも増えています。

高齢者の交通事故を防止する対策として、交通ルールを厳守すること、自分の運動能力の変化や判断力の低下などを正しく認識することなどが重要であり、今後も老人クラブなどを通じて交通安全教育の推進と啓発に努めます。

また、認知症の疑いがある高齢者に対しては、専門の医療機関を紹介するなどの対策を講じることにより運転免許の自主返納を促し、様々な情報提供を積極的に行うことで高齢者の生活不安の解消を図ります。

3 防災・防犯対策の充実

(1) 避難行動要支援者[※]等の支援 【健康福祉課・総務課・保護人権課】

高齢者及び障がい者の中で、災害発生時、特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿登載者一人ひとりに対しての避難計画を作成することで、共助[※]・公助[※]の充実を図ります。

【現 状】

宮若市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、高齢者及び障がい者の中で、災害発生時、特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成することで、避難支援を円滑かつ迅速に行えるように努めています。

【評価など】

実態調査結果によると、災害時への備えとして、地域の防災組織にあらかじめ、個人情報伝えることに「同意しない」と回答した人はごくわずかであるため、今後も「避難行動要支援者名簿」の整備を継続し、災害時に地域や行政と連携がとれる体制を整備することが重要です。

【今後の取り組み】

近年の災害では高齢者や障がい者が犠牲となる事例が増加しており、地域での支えあいが重要視されています。そのため、「避難行動要支援者名簿」に登載された方一人ひとりに対しての避難計画を作成し、記載された情報を関係機関や民生委員などと共有することで、共助・公助の充実化を図ります。

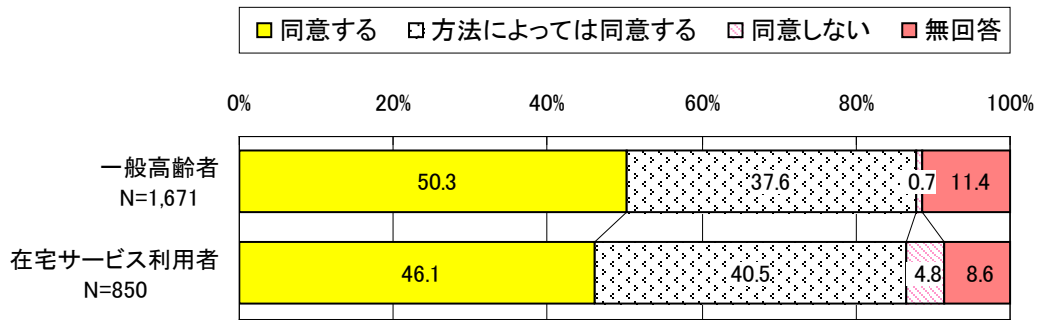
また、市民に迅速な防災情報や気象情報などの周知を行うため、防災行政無線や防災メールなど多様な情報伝達手段の確保に努めます。

※避難行動要支援者：平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

※ 共助：行政によらない支え合い（隣近所の助け合い、ボランティア、NPO等による支え合い）

※ 公助：行政による支え

■災害時要支援者の情報を地域の防災組織にあらかじめ知らせることについて



資料: 実態調査結果

(2) 老人日常生活用具給付等事業 【健康福祉課】

在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図るために実施しています。

【現 状】

年度ごとに給付件数に差があります。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
火災警報器（件）	0	7	0
自動消火器（件）	0	9	0
電磁調理器（件）	1	3	0
老人用電話（件）	27	28	27

【評価など】

日常生活用具（火災警報器、自動消火器、電磁調理器）については、安心して在宅で生活するために、老人用電話は、緊急連絡の一手段として、ひとり暮らしの高齢者の不安解消に寄与しています。

【今後の取り組み】

日常生活用具（火災警報器、自動消火器、電磁調理器）の給付については、新規の利用者数が少ない状況ですが、高齢者が安心して在宅生活を送るためには必要であるため、継続して事業を実施していきます。

また、平成31年度は、消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられて10年になります。機器の耐用年数により取り替えが必要な人については、在宅介護支援センターの職員が訪問し、お知らせすることとします。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
火災警報器（件）	5	50	10
自動消火器（件）	5	10	10
電磁調理器（件）	5	5	5
老人用電話（件）	30	30	30

(3) 防犯対策の実施 【総務課】

高齢者を狙った特殊詐欺*などを未然に防ぐために、年金支給日に行っている街頭防犯啓発活動を通して、最新の手口や状況について情報提供を行っています。

【現 状】

人口・家族構造の変化など、高齢者をめぐる社会情勢が変化している中で、特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪が発生しています。犯罪への抵抗力を高めってもらうため、年金支給日には街頭防犯啓発活動を行っており、犯罪の最新の手口や状況に関する効果的な広報啓発及び情報提供を行っています。

【評価など】

警察と協力しながら防犯活動に努めていますが、市内でも被害の報告があがっています。

【今後の取り組み】

高齢者の犯罪被害を防止するため、引き続き年金支給日には街頭防犯啓発活動を行い、必要な防犯指導や情報の提供等を行い、被害者〇（ゼロ）を目指します。

また、医療、介護、民生委員など的高齢者を取り巻く関係者、団体等との防犯ネットワークを通じた広報啓発活動を行い、より多くの高齢者に犯罪情報が届くよう努めます。

* 特殊詐欺：不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メール等を使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分けられる。

4 在宅生活困難者へのサービス確保

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅の助成 【建築都市課】

福岡県高齢者向け優良賃貸住宅制度に基づき、福岡県知事から高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者に対し、高齢者の居住の安定確保及び家賃の減額補助を実施しています。

【現 状】

利用世帯数、補助金ともに同程度で推移しています。

※平成 29 年度は8月末現在、補助金は予算額

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用世帯数（世帯）	20	20	20
補助金（千円）	4,582	4,240	4,728

【評価など】

高齢者の居住の安定確保及び家賃の減額補助を実施することで、高齢者が安心して生活できる居住環境を確保しています。

【今後の取り組み】

今後も高齢者が安心して生活できる居住環境確保のために、継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
利用世帯数（世帯）	20	20	20

(2) 養護老人ホームへの入所措置 【健康福祉課】

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、環境上の理由（家族や住居の状況などから、現在置かれている環境では在宅の生活が困難である場合）及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な人に対し、措置制度の中で入所支援を行う施設です。

【現 状】

高齢者の増加に伴い、在宅において生活が困難な高齢者の相談は年々増えており、今後も要措置者の増加が予想されます。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
措置人数(人)	47	41	44
措置先(市内)	35	30	32
措置先(市外)	12	11	12

【評価など】

環境上や経済的な理由から在宅において生活が困難な高齢者を養護するため重要な事業と考えます。

【今後の取り組み】

今後も高齢者の増加が見込まれる中、在宅での生活が困難になる高齢者の増加も見込まれるため、継続して事業を実施します。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
措置人数(人)	47	48	49
措置先(市内)	35	36	37
措置先(市外)	12	12	12

(3) 生活支援ハウス運営事業 【健康福祉課】

生活支援ハウスは、市内に居住する、原則60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、家族による援助を受けることが困難な人に対し、相談支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

市内の社会福祉法人相生会に委託し、事業を運営しています。定員は10名となっています。

【現 状】

利用者数は同程度で推移しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数(人)	7	5	6

【評価など】

立地も良く、高齢者が安心して自立した生活ができる環境が確保されています。

【今後の取り組み】

高齢者が安心して生活できる環境を確保していくため、今後も継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
利用者数(人)	7	8	9

(4) 買い物利便性の向上 【健康福祉課・産業観光課】

高齢化が進展し、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中で、徒歩圏内に店舗のない地域では、自家用車や公共交通機関などの移動手段がない高齢者にとっては、買い物が困難になっています。

買い物に不便を感じている高齢者の不安を解消するため、地域と行政が連携し、利便性の向上と生活基盤の確立を図ります。

【現 状】

移動販売・個別配送などの既存の社会資源について情報収集をしています。

【評価など】

高齢化、過疎化が進み、買い物が不便になっている地域を把握する必要があります。

【今後の取り組み】

移動販売・個別配送などにより、移動手段の乏しい地域の住民の購買行動を支援し、買い物に不便を感じている高齢者の買い物の利便性の向上を図ります。

また、介護保険制度の地域支援事業において、介護予防事業と組み合わせた買い物支援について検討していきます。

(5) 生活交通の維持・確保 【健康福祉課・産業観光課】

高齢者の増加に伴い、運転に不安を持つ高齢者が生活できる環境の整備が重要となっています。高齢者の移動手段としては公共交通機関が基本的に重要な役割を担っているため、今後も継続的に利用できる公共交通機関の維持・確保に向けて取り組みます。

【現 状】

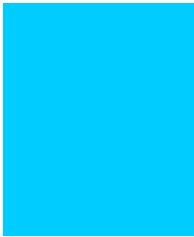
市が運営する乗合バスや乗合タクシーと、路線バスに助成を行い、生活交通の確保をしています。

【評価など】

今後も継続的に利用できるサービスの維持・確保に向けて検討していきます。

【今後の取り組み】

高齢者などの生活交通を確保するため、今後もバス路線の維持に努め、市が運営する乗合バス等や、民間の路線バスの利用促進や支援を行います。



第2章

介護保険によるサービス



1 居宅サービス

本市は福岡県介護保険広域連合に加入しており、介護保険給付サービスに関する事務処理などを広域連合で行っています。

居宅サービスとして実施しているサービスは以下のとおりとなっています。それぞれの事業について、要支援 1・2 の人を対象とした「介護予防給付事業」と、要介護 1 以上の人を対象とした「介護給付事業」があります。

また、要支援 1・2 の人については、平成 29 年度末までに①訪問介護、⑥通所介護のサービスを介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

①訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護・調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言などの必要な日常生活の世話を行うサービスです。
②訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るサービスです。
③訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、病状が安定期にある人について、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すサービスです。
④訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、主治医の指示書に従って、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況と環境などを把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図るサービスです。
⑥通所介護	送迎バスなどによりデイサービスセンターなどに通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談などへの助言など、日常の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。
⑦通所リハビリテーション	病状が安定期にある人について、送迎バスなどにより介護老人保健施設、医療施設などに通い、主治医の指示書に基づいて、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法などの必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所（連続した利用は 30 日までが上限）し、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練などを行い、心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
⑨短期入所療養介護	病状が安定期にある人について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護・医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム ※、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者へ特定施設サービス計画に基づき、施設職員が入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活ができるようにするサービスです。
⑪福祉用具貸与	車椅子やベッドなど福祉用具の貸与を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
⑫特定福祉用具販売	排せつや入浴に使われる用具などレンタルになじまない特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）を販売し、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに介護者の負担軽減を図るサービスです。
⑬住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を対象として、工事費の助成をするサービスです。

※ 有料老人ホーム：有料老人ホームには、以下の3種類がある。

- 【住宅型】生活支援などのサービスがついた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合には入居者の選択により地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながらその有料老人ホームの居室での生活が続けられる。
- 【介護付】介護などのサービスがついた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合にはその有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護の介護サービスを利用しながらその有料老人ホームの居室での生活が続けられる。また、介護が必要になった場合に外部のサービス事業者の介護サービスを利用する外部サービス利用型があり、介護付有料老人ホームには、この2種類がある。
- 【健康型】食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合には退去することになる。

(1) サービスの現状

直近3年間の伸びをみると、介護給付では②訪問入浴介護、⑤居宅療養管理指導、⑩特定施設入所者生活介護が大きく増加しています。

予防給付では、⑤居宅療養管理指導、⑪福祉用具貸与が増加しています。①訪問介護、⑥通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しているため減少しています。

(年間)

		介護給付			予防給付		
		H26年度	H27年度	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度
①訪問介護	件数	2,909	2,958	2,930	2,745	2,597	1,652
	給付費 (円)	140,341,520	129,765,577	112,865,670	50,188,825	45,215,422	27,943,249
②訪問入浴 介護	件数	50	83	118	3	4	0
	給付費 (円)	2,532,107	4,274,523	7,419,923	133,938	124,173	0
③訪問看護	件数	468	445	442	118	122	119
	給付費 (円)	22,566,006	22,085,068	21,758,196	2,988,612	2,755,266	3,488,184
④訪問リハビ リテーション	件数	190	162	154	70	87	81
	給付費 (円)	10,316,202	8,109,428	8,168,854	3,169,836	3,881,925	3,362,484
⑤居宅療養 管理指導	件数	1,646	1,724	2,018	114	151	175
	給付費 (円)	14,723,388	15,610,394	17,744,339	934,623	1,288,246	1,261,387
⑥通所介護	件数	2,638	2,842	1,884	2,021	2,095	1,280
	給付費 (円)	299,759,075	284,654,583	206,715,482	56,285,843	45,737,536	29,381,277
⑦通所リハビ リテーション	件数	2,919	2,770	2,694	1,945	1,823	1,697
	給付費 (円)	246,699,890	233,359,832	230,524,502	66,678,163	50,634,015	47,570,858
⑧短期入所 生活介護	件数	405	362	331	24	12	34
	給付費 (円)	29,564,413	28,079,702	20,141,986	667,755	386,534	794,273
⑨短期入所 療養介護	件数	163	185	164	7	18	10
	給付費 (円)	10,946,736	11,651,427	9,341,971	217,692	751,311	389,106
⑩特定施設入 所者生活介護	件数	901	1,098	1,262	281	240	247
	給付費 (円)	159,687,142	190,617,162	219,335,348	24,648,918	16,136,837	15,671,228
⑪福祉用具貸 与	件数	4,332	4,449	4,441	2,525	2,508	2,584
	給付費 (円)	44,544,726	44,443,950	45,296,926	9,818,865	9,970,341	10,305,493
⑫特定福祉用 具販売	件数	81	75	69	78	68	60
	給付費 (円)	3,010,657	2,595,953	2,431,603	2,200,737	1,743,885	1,770,459
⑬住宅改修費 の支給	件数	102	101	86	131	117	84
	給付費 (円)	8,424,109	9,104,109	6,047,985	10,486,070	10,602,201	7,838,535

資料)福岡県介護保険広域連合

(2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による平成30年度から平成32年度までの居宅サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

(年間)

		標準的居宅サービス等サービス量			標準的介護予防サービス等サービス量		
		H30年度	H31年度	H32年度	H30年度	H31年度	H32年度
①訪問介護	件数	2,856	2,856	2,976			
②訪問入浴介護	件数	96	96	96	0	0	0
③訪問看護	件数	468	444	480	144	156	156
④訪問リハビリテーション	件数	144	144	144	96	96	108
⑤居宅療養管理指導	件数	1,944	1,920	1,980	180	192	192
⑥通所介護	件数	2,712	2,760	2,892			
⑦通所リハビリテーション	件数	2,700	2,700	2,832	1,932	1,992	2,040
⑧短期入所生活介護	件数	396	396	420	36	48	48
⑨短期入所療養介護	件数	216	216	252	12	24	24
⑩特定施設入居者生活介護	件数	1,392	1,500	1,632	336	372	420
⑪福祉用具貸与	件数	4,188	4,188	4,356	2,796	2,904	2,976
⑫特定福祉用具販売	件数	72	60	72	72	72	84
⑬住宅改修	件数	96	108	96	108	120	120

資料) 福岡県介護保険広域連合

2 地域密着型サービス

地域密着型サービス*として、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。要支援1・2の人を対象とした「介護予防給付事業」と、要介護1以上の人を対象とした「介護給付事業」があります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的な巡回訪問や、利用者からの通報を受けての随時訪問を行い、24時間安心して在宅生活を送れるように支援するサービスです。
②夜間対応型訪問介護	要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、夜間に定期的に巡回または通報により、介護福祉士などの訪問介護員が訪問して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活できるように援助を行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、グループホーム（共用型）などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認など、日常生活上の世話、機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
④小規模多機能型居宅介護	入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活が営めるよう、登録された高齢者を対象に、利用者の様態や希望に応じ、通所を中心とし、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する居宅における生活の維持を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者に対し、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域の住民との交流を行い、入浴・排せつ・食事など、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活が営めるように支援するサービスです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどで、入居者が要介護者と配偶者などに限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。 要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行い、地域密着型特定施設で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援するサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29人以下の特別養護老人ホームです。 できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指すサービスです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供し、医療ニーズの高い要介護者の日常生活を支援するサービスです。
⑨地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。送迎バスなどによりデイサービスセンターなどに通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談などへの助言など、日常の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。

* 地域密着型サービス：高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を続けられるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。原則として宮若市内にあるサービス提供事業所で、宮若市民のみがサービスを利用できる。

(1) サービスの現状

直近3年間の伸びをみると、いずれのサービスも同程度で推移しています。

平成28年4月から、利用定員18人以下の通所介護は地域密着型通所介護に移行しました。

地域密着型通所介護は、要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の利用となります。

		介護給付			予防給付		
		H26年度	H27年度	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度
①認知症対応型通所介護	件数	65	67	57	0	0	11
	給付費(円)	5,084,964	5,391,691	4,272,273	0	0	143,406
②小規模多機能型居宅介護	件数	24	19	28	3	0	0
	給付費(円)	2,651,922	4,163,346	6,603,867	170,568	0	0
③認知症対応型共同生活介護	件数	2,191	2,321	2,279	29	15	22
	給付費(円)	532,757,997	528,449,880	537,716,416	6,024,798	2,806,353	3,992,310
④認知症対応型共同生活介護(短期利用)	件数	14	6	13	0	0	0
	給付費(円)	1,886,652	146,394	775,493	0	0	0
⑤地域密着型通所介護	件数			1,083			
	給付費(円)			112,125,396			

資料) 福岡県介護保険広域連合 ※実施事業のみ掲載

(2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による地域密着型サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

		標準的居宅サービス等サービス量			標準的介護予防サービス等サービス量		
		H30年度	H31年度	H32年度	H30年度	H31年度	H32年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件数	12	12	24			
②認知症対応型通所介護	件数	72	60	60	12	12	12
③小規模多機能型居宅介護	件数	36	60	60	36	48	72
④認知症対応型共同生活介護	件数	2,316	2,400	2,544	36	36	48
⑤看護小規模多機能型居宅介護	件数	12	12	24			
⑥地域密着型通所介護	件数	1,176	1,188	1,260			

資料) 福岡県介護保険広域連合

3 居宅介護支援・居宅介護予防支援

居宅介護支援・居宅介護予防支援として、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。要支援1・2の人を対象とした「居宅介護予防支援」と、要介護1以上の人を対象とした「居宅介護支援」があります。

居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスであり、要介護と認定された高齢者が居宅介護サービス、地域密着型サービス、居宅で生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスが適切かつ総合的に利用できるよう、心身の状態や環境の課題分析を行い、家族、本人の希望に基づいた内容の介護サービス計画を策定します。また、適切なサービス提供が確保されるようサービス事業者などと連絡調整を行い、介護保険施設などへの入所が必要な場合は紹介を行います。
居宅介護予防支援	地域包括支援センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスであり、要支援と認定された高齢者が、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防に資する保健・医療・福祉サービスが適切かつ総合的に利用できるよう、心身の状態や環境の課題分析を行い、家族、本人の希望に基づいた内容の介護予防サービス計画を策定します。また、適切なサービス提供が確保されるようサービス事業者などと連絡調整を行うサービスです。

（1）サービスの現状

直近3年間のサービス利用件数についてみると、いずれも減少しています。

平成28年度の居宅介護予防支援の減少は、要支援1・2の人の訪問介護と通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことが考えられます。

	実績値	H26年度	H27年度	H28年度
居宅介護支援	件数	7,360	7,266	7,015
	給付費（円）	89,690,297	92,780,405	92,686,490
居宅介護予防支援	件数	6,292	6,108	5,120
	給付費（円）	26,614,320	26,759,627	22,320,287

資料）福岡県介護保険広域連合

（2）今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による居宅介護（予防）支援の推計結果は以下のとおりとなっています。

	見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護支援	件数	6,192	6,264	6,528
居宅介護予防支援	件数	5,160	5,340	5,460

資料）福岡県介護保険広域連合

4 介護保険施設サービス

介護保険施設サービスとして、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。平成29年8月現在、市内において、①介護老人福祉施設は4か所（定員180人）、②介護老人保健施設は3か所（定員199人）、③介護療養型医療施設は2か所（定員98人）開設されています。

①介護老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち入所定員30人以上の施設）は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。
②介護老人保健施設	介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、自宅に戻ることを目標としたサービスです。
③介護療養型医療施設	介護療養型医療施設（療養型病床群）は、病状が安定している長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の支援及び機能訓練や必要な医療を、療養型病床群を持つ病院により行うサービスです。

（1）サービスの現状

直近3年間の伸び率をみると、いずれの施設もほぼ同程度で推移しています。

実績値	H26年度	H27年度	H28年度	
①介護老人福祉施設	件数	1,530	1,581	1,631
	給付費（円）	365,030,394	363,576,141	372,901,171
②介護老人保健施設	件数	1,985	2,139	2,140
	給付費（円）	542,108,469	569,123,749	580,117,535
③介護療養型医療施設	件数	586	526	547
	給付費（円）	196,933,594	177,783,086	189,136,174

資料）福岡県介護保険広域連合

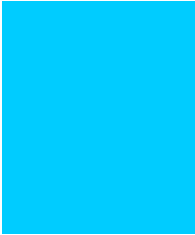
（2）今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による施設サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

福岡県第7次医療計画によると、介護サービス・在宅医療の追加需要として、介護老人福祉施設への入所が増加する見込みとなっています。

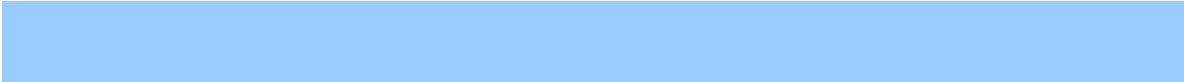
	見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
①介護老人福祉施設	件数	1,860	2,196	2,520
②介護老人保健施設	件数	2,100	2,100	2,100
③介護療養型医療施設	件数	552	552	552

資料) 福岡県介護保険広域連合



第3章

関係団体などの福祉サービス



1 社会福祉協議会

(1) 寝具洗濯乾燥サービス事業

介護保険の認定を受けている人または同等の人を対象として、年1回（7月～9月）一世帯2枚まで寝具の洗濯乾燥を実施しています。

【現 状】

民生委員にとりまとめを依頼し、専門業者に委託して、集配によるサービスを実施しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
利用世帯数（世帯）	241	218	219
洗濯枚数（枚）	456	406	407

【評価など】

高齢者世帯向けの福祉サービスとして定着しており、利用者から大変喜ばれています。また、民生委員に声かけとりまとめをお願いして実施しているため、地域の状況把握にもつながっており、要援護高齢者[※]の早期発見にもつながっています。

【今後の取り組み】

事業の利用者から好評を得ており、今後も継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
利用世帯数（世帯）	230	240	250
洗濯枚数（枚）	430	440	450

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

(2) 福祉機器貸与事業

足が不自由な人を対象に、通院・旅行・冠婚葬祭などの必要なときに、短期間車イスを貸し出しています。

【現 状】

骨折や病気、加齢により長時間の歩行困難な方が、通院・外出・旅行などで、短期間利用しています。

※平成 29 年度は 8 月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
貸与件数 (件)	37	42	20

【評価など】

自走用、介助用の 2 種類の車イスを準備し、要望に corres ponding しているため、大変喜ばれています。

また、介護保険等、他制度が利用できる人はそちらが優先となりますが、やむを得ない場合は貸出をしています。

【今後の取り組み】

今後も利用者のニーズに correspond ing していけるよう継続して事業を実施していきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
貸与件数 (件)	50	55	60

(3) ふれあい交流会

75 歳以上の閉じこもりがちな高齢者を対象に、社会参加のきっかけづくりとして、年 1 回、お楽しみ会として交流会を開催しています。

【現 状】

75 歳以上の閉じこもりがちな高齢者を対象として、年 1 回、民生委員の協力により、お互いの交流とリフレッシュを目的に開催しています。

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
参加者数 (人)	285	310	360

【評価など】

高齢者の引きこもり防止や、参加者との交流を行うことで心身ともにリフレッシュをすることができ、介護予防にも大いに寄与しています。

【今後の取り組み】

地域のいきいきサロン活動の取り組みが進めば、介護予防と交流が進むため、この事業の必要性は低くなります。

地域サロン活動の取り組み状況によって、今後の事業の必要性などを考慮しながら、別の事業への転換などの検討を行います。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
参加者数(人)	310	310	310

(4) ふれあい電話

75歳以上のひとり暮らし等、孤立しがちな高齢者を対象として、社会福祉センターから週2回電話による声かけを実施しています。

【現 状】

希望者は、地域の民生委員を通じて申請し、ボランティアから、ひとり暮らし等、孤立しがちな高齢者を対象に、電話による声かけを行っています。

電話による声かけ、安否の確認、会話を通して、孤立と不安解消の効果が大きくなっています。

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
人数(人)	38	24	23

【評価など】

親身になったの定期的な電話による声かけは、ひとり暮らし高齢者の不安解消に大いに役立っています。

【今後の取り組み】

回数や曜日の増加などの要望があるため、ボランティアの養成をしながら、サービスの拡充を行っていきます。今後は対象者や対象年齢の見直しを検討するなど、一人暮らし高齢者のニーズに対応したサービスを展開していきます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
人数(人)	30	35	40

(5) ボランティアセンター運営事業

各種ボランティア活動に対する支援、啓発、養成と登録の推進、ボランティアを必要とする人への派遣など、市民活動の推進を図っています。

【現 状】

平成 28 年度よりボランティアコーディネーターを配置し、新たなボランティアの組織化やコーディネーターの充実などボランティア活動の推進を図っています。また、ボランティア入門講座などによる新たなボランティアの養成やスキルアップ講座などによる活動の質を高める取り組みなどを進めています。

◆ボランティア活動センター登録団体一覧◆

※平成 29 年8月現在

番号	団体グループ名	活 動 内 容
1	あったかサロンボランティア	あったかサロンの支援
2	アロハフラメイツ	フラダンスによる施設訪問
3	おばんばあ〜ず	手作り童話劇
4	くまのこ文庫	本の読み聞かせ、本の貸し出し、フリー読書会、七夕会、クリスマス会など
5	こだまの会	障がい者支援、イベント支援
6	サロンすこやかグループ	あったかサロンの弁当作り
7	なおみの会第2作業所	ペンなどの創作、回収、福祉祭参加 手芸品の販売、リサイクル品の回収
8	ブルメリア フラ サークル	フラダンス
9	ふれあい電話	電話による話し相手
10	老人クラブ連合会ふれあい訪問部会	ふれあい訪問活動、日常生活支援
11	みやわか健康隊	健康体操を地域のサロンなどに参加して広める
12	英聖蘭会	舞踊による施設訪問
13	宮若市図書館友の会	宮若市の歴史や文化を伝える活動
14	宮若手話の会「たけのこ」	手話通訳、手話学習
15	宮若川づくり交流会	犬鳴川流域環境保全
16	こだま子ども合唱団	わらべうた遊び、コーラス
17	山口読書会	本の貸出、オフトークでの読み聞かせ、パネルシアター制作・上演
18	子育てサポートクラブつくしんぼ	子育てサポート、フリーマーケット
19	車イスレクダンス協会	車イス利用者障がい者高齢者、学校福祉授業などで車イスを利用したレクダンスを行う
20	若宮日舞協会	舞踊
21	身体障害者福祉協会	障がい者支援、行政・社協、公的な地域で活動、福祉などのレクリエーション

※平成29年8月現在

番号	団体グループ名	活 動 内 容
22	わかみや点訳サークル「ふあみりい」	点訳、アイマスク指導
23	藤晴会	古典舞踊、歌謡曲、その他
24	翔幻会	舞踊、歌
25	虹の会	廃油石けん作り
26	配食グループ「ひまわりの会」	あったかサロンへの弁当配達
27	飯之倉環境美化協議会	草刈、除草
28	風の子文庫	朗読、食育、講演、司会
29	睦会	舞踊
30	和の調べ妙音	筑前琵琶、大正琴の演奏・指導、人生訓の講演
31	直鞍広消会	防災・防火に関する訓練、研修会支援活動
32	江戸風流ことぶきの会	和太鼓、踊り、三味線

団体 32

個人ボランティア

学習支援、芸能、福祉活動など

【評価など】

各種ボランティア活動に対する支援、啓発、養成など、ニーズに適したボランティア活動の推進に寄与しています。

また活動に対して、一部助成によるボランティア活動保険に加入することで、活動しやすい環境づくりを行い、市民参加のまちづくりを広めています。

【今後の取り組み】

市民ニーズに適した活動を行うため、養成講座などを充実し、ボランティア登録を進め、活動を支援していきます。

(6) 地域福祉会設置推進事業

自治会における小地域の見守り活動、介護予防や子育てサロン、福祉マップづくり、ボランティア活動などの福祉活動を推進するため、福祉会の設置を推進しています。

【現 状】

市全体や中学校区別での地域福祉座談会を開催して、関係する皆さんの地域福祉に対する意識づくりを図っています。また、各自治会において、小地域の福祉の取り組みを進めています。

その結果、福祉会や福祉委員の設置、自主的ないきいきサロン活動などの取り組みが年々増加しています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
設置地区数（地区）	20	21	21

【評価など】

地域の意識の高まりにより、設置地区数は増加傾向となっています。そして、自主的なサロン活動やネットワークの取り組みが始まるなど、地域の福祉活動の輪が広がっています。

【今後の取り組み】

自治会ごとの座談会を開催しながら、地域住民の福祉に対する理解と認識を深め、福祉委員や福祉会の設置、サロン活動などを積極的に働きかけます。また、その活動を充実させることによって、関係機関と連携した地域ネットワークの構築を図ります。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
設置地区数（地区）	25	30	35

(7) 福祉委員の設置

要援護高齢者※をいち早く発見して、問題を提起し、自治会長・民生委員・行政などの関係機関と連携して支援体制を作っていくためのパイプ役として、自治会ごとに福祉委員を設置しています。

【現 状】

福祉委員の設置自治会数は年々増加し、全 78 自治会のうち 66 自治会と 8 割以上に福祉委員を委嘱し、見守り活動を行っています。

※各年 4 月現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
福祉委員数（人）	349	369	366

【評価など】

民生委員、地域福祉会などと連携し、要援護高齢者の早期発見や関係機関への連絡、協働による取り組みなどにより、小地域福祉活動の要として活動しています。

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

【今後の取り組み】

全自治会設置へ向けて取り組み、その活動においても、より効果的な活動ができるように研修体制などを充実させます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
福祉委員数（人）	370	380	390

(8) いきいきサロンの支援

心身ともに元気を保つために、地域の公民館などにおいて、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を通して、生きがい活動と健康づくりを進めていくことを目的に開催されるいきいきサロンを支援しています。

【現 状】

各自治会により、地域の実情に合った取り組みが進んでいます。また、内容も市の出前講座やボランティアの活用、レクリエーションなど、介護予防を基本とした楽しい企画により、定期的に催されています。新しく取り組みをする自治会につきましては、指導員派遣を行っています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
定例的な実施自治会数	20	22	25

【評価など】

参加者は、参加することに意義と喜びを感じており、閉じこもり等の介護予防となっています。

また、案内などを手配りしている地域もあり、訪問することで、安否の確認にもつながっています。

【今後の取り組み】

全自治会で取り組みが実施されるよう支援していきます。またサロンにより介護予防と地域の見守りを推進します。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
定例的な実施自治会数	30	35	40

(9) 心配ごと相談・弁護士無料法律相談の実施

月1回弁護士による法律相談を実施しています。また、常時、市民からの心配ごと相談を受け付け、関係機関と連携して解決に向けて取り組んでいます。

【現 状】

毎回6名を限度として弁護士による無料法律相談を開催し、財産や債務問題など法律的な相談に応じています。また、心配ごと相談は常時、職員が対応し、福祉サービスなどは関係機関につなぎ対応しています。相談件数は同程度で推移しています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
弁護士無料法律相談 延べ件数(件)	33	52	10

【評価など】

相談事業について周知を図り、心配ごとに対し、気軽に相談できる場所として、広く活用されています。

【今後の取り組み】

相談内容についての的確に応じられるように、相談マニュアルの作成や新たな仕組み作りを検討します。関係機関と連携するなど、事業の充実を図るとともに、幅広く周知を行います。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
弁護士無料法律相談 延べ件数(件)	60	65	70

(10) 移送支援

車イスを使用している人に、リフトカーと小型の車イス移送車及び軽自動車の助手席リフトアップ車の貸出をすることで、外出を支援しています。

【現 状】

車イスで生活している人の通院や冠婚葬祭、リフレッシュのための外出などで、無料(ガソリン代は実費)で利用できるため、大変喜ばれており、閉じこもりを防ぎ、社会参加の支援につながっています。

※平成29年度は8月末現在

実績値	H27年度	H28年度	H29年度
延べ利用回数(回)	66	65	51

【評価など】

車イスを使用している人が車イスのまま容易に乗れる車は、介護者の負担を軽減し、外出の機会を広げており、利用者に大変喜ばれています。

【今後の取り組み】

現在、運転は家族あるいは利用者の知人がしていますが、今後運転ボランティアの登録を進め、運転する人がいなくても気軽に利用できるシステムづくりに取り組みます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
延べ利用回数(回)	75	80	85

2 シルバー人材センター

(1) 宮若・小竹シルバー人材センターによる就労支援

定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、その他の軽易な就業の機会を提供する就労支援を行っています。また、草刈りや剪定など従来の就業職種以外にも、施設管理や家事支援、ワンコイン事業など時代のニーズに対応した多岐にわたる就業を行い、地域福祉の向上に努めています。さらに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上と活性化に貢献しています。

【現 状】

ひとり暮らし高齢者などを対象とした家事援助などのワンコインサービスを提供しています。また、社会問題となっている空き家・空き地の見回りサービスの提供や、会員の就労支援にも努めています。

実績値	H26年度	H27年度	H28年度
就労実員数(人)	263	275	234
就労延べ人数(人)	25,534	28,064	26,043

※各年3月末現在

実績値	H27年	H28年	H29年
会員数(人)	264	269	235
宮若市(人)	203	207	183
小竹町(人)	61	62	52

【評価など】

高齢者に軽易な業務などの就業機会を確保するとともに生きがいづくりに寄与しています。

【今後の取り組み】

福岡県シルバー人材センター連合会の「シルバー事業推進計画」と当センターの「中期計画」に基づき、公益社団法人としてシルバー事業の推進と安定的な運営を目指します。

また、団塊の世代の大量退職に伴い、今後も新たな事業の拡大と会員のニーズに合った就業機会の確保に努めます。

見込み値	H30年度	H31年度	H32年度
就労実員数(人)	250	270	280
就労延べ人数(人)	26,100	26,200	26,300

※各年3月末現在

見込み値	H30年	H31年	H32年
会員数(人)	250	270	280
宮若市(人)	190	205	212
小竹町(人)	60	65	68

3 老人クラブ連合会

(1) 高齢者ふれあい訪問事業

高齢者相互の支援活動として、高齢者支援活動員による声かけや日常的な支援を行っています。

【現 状】

宮若市内 48 老人クラブの内、34 クラブで取り組みがなされ、愛の一声運動[※]も含めた相互支援活動を推進しています。ブロックごとで2か月1回ケース検討を兼ねた連絡会を開催し、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、地区ごとの民生委員の参加もあり、情報交換をしながらきめ細かな見守り活動を続けています。

※平成 29 年度は8月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
支援活動員数 (人)	121	115	118

【評価など】

各老人クラブで要援護高齢者[※]世帯の台帳を作成し、随時更新しながら、それに沿って、話相手や相談相手だけでなく、日常生活の援助や技術や経験を生かした援助を行うことにより、高齢者の生活不安を解消し、安心安全な地域づくりに寄与しています。

【今後の取り組み】

全老人クラブで取り組みが実施されるよう、今後も事業拡大に向けて支援していきます。また、研修などを充実させ、活動内容を拡充し、高齢者相互の支援活動を推進していきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
支援活動員数 (人)	120	120	120

※ 愛の一声運動：ひとり暮らし高齢者などを対象に、訪問連絡員が自宅を訪問し、話し相手や相談相手となり、孤立感の緩和や生活状況の把握、安否確認を行う事業

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

(2) 健康づくり介護予防活動

グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会、いきいきクラブ体操の普及促進など、高齢者の健康づくりを進めています。

【現 状】

講習会や競技会などを開催しながら、健康づくりの一環として、スポーツ活動の普及に向けて、取り組んでいます。平成 29 年度からは新たにダーツ大会を開催しました。

※平成 29 年度は 11 月末現在

実績値	H27 年度	H28 年度	H29 年度
グラウンドゴルフ参加者数 (人)	300	126	157
ゲートボール参加者数 (人)	150	150	114
ペタンク参加者数 (人)	35	50	96
ダーツ参加者数 (人)	—	—	16

※「ダーツ大会」については、平成 29 年度は 1 月末に 2 回目を開催予定

【評価など】

グラウンドゴルフは、愛好者も増え、大会には多数参加されており、ゲートボールとともに気軽にできる高齢者のスポーツ活動として定着してきました。

【今後の取り組み】

介護予防を進めるためにも高齢者一人ひとりの健康づくりが大切であるため、今後もより多くの参加者を得ることができるよう、事業の充実を図ります。

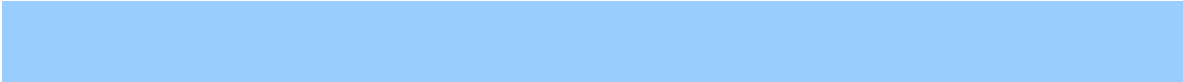
また、新たに女性部を立ち上げ、活動を推進していきます。

見込み値	H30 年度	H31 年度	H32 年度
グラウンドゴルフ参加者数 (人)	300	300	300
ゲートボール参加者数 (人)	120	120	120
ペタンク参加者数 (人)	100	100	100
ダーツ参加者数 (人)	50	50	50
女性部グラウンドゴルフ参加者数 (人)	100	100	100



第4章

計画を進めるための体制整備



1 計画推進のための体制整備

(1) 庁内の推進体制

本計画で対象とする高齢者福祉行政分野は、範囲が広く多岐に渡るため、関係する庁内部局と連携を図りながら、計画の推進に取り組みます。

(2) 宮若市高齢者福祉推進協議会の開催

本計画の策定に係る事務及び計画に定める施策やサービスの実行性を高めるため、常設の協議会として「宮若市高齢者福祉推進協議会」を設置しています。

毎年、この協議会に計画の進捗状況を報告し、点検・評価を実施しています。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

介護保険制度の円滑な運営の確保の推進を図るために、福岡県、福岡県介護保険広域連合などとの連携の強化に努めます。

また、介護保険以外の高齢者福祉の推進を図るために、宮若市教育委員会、宮若市民生委員児童委員協議会、宮若市社会福祉協議会、宮若市自治会長会、宮若・小竹シルバー人材センター、宮若市老人クラブ連合会、宮若市ボランティア団体連絡協議会、ボランティア団体などとの連携の強化に努めます。

(4) 計画の公表

本計画について、広報紙や市公式ホームページで広く計画内容の周知を図ります。



參考資料

宮若市高齢者福祉推進協議会規則

平成18年2月11日

規則第45号

(設置)

第1条 本市における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、宮若市高齢者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要な意見の具申等を行う。

- (1) 宮若市高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定等に関する事項
 - ア 福祉計画の策定に関する事項
 - イ 福祉計画の遂行状況に関する事項
 - ウ その他福祉計画に関する事項
- (2) 宮若市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営等に関する事項
 - ア センターの設置等に関する事項
 - イ センターの運営に関する事項
 - ウ センターの職員確保に関する事項
 - エ 地域包括ケアに関する事項
 - オ その他センターに関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会長 2人
- (2) 民生委員 2人
- (3) 社会福祉協議会の役員又は職員 1人
- (4) 地域公民館長 1人
- (5) 老人クラブ連合会の役員 2人
- (6) 婦人会の役員 1人
- (7) シルバー人材センターの役員又は職員 1人
- (8) ボランティア連絡協議会の役員 1人
- (9) 食生活改善推進会の役員 1人
- (10) 医師 1人
- (11) 学識経験を有する者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても委員が本来の職を離れたときは、委員の任を解かれたものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 協議会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の会議に必要があるときは、会長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部健康福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月11日から施行する。

(この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成20年11月25日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月5日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第17号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年1月19日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宮若市高齢者福祉計画推進協議会規則の規定により委嘱されている委員は、改正後の宮若市高齢者福祉推進協議会規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

宮若市高齢者福祉推進協議会 委員名簿

(任期：平成28年12月1日～平成30年11月30日)

所属名	氏名	役職名	備考
宮若市自治会長会	うらべ 占部 しげお 繁男		1号委員 自治会長
宮若市自治会長会	いのうえ かんじ 井上 貴治		1号委員 自治会長
宮若市民生委員児童委員協議会	いで たけみ 井手 竹美		2号委員 民生委員
宮若市民生委員児童委員協議会	あべ かつひろ 安部 勝洋		2号委員 民生委員
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会	わだ おさむ 和田 修	副会長	3号委員 社会福祉協議会の役員又は職員
宮若市地域公民館連絡協議会	いしはら まさひろ 石原 正博		4号委員 地域公民館長
宮若市老人クラブ連合会	やまぐち としお 山口 利生	会長	5号委員 老人クラブ連合会の役員
宮若市老人クラブ連合会	のみやま ひろし 野見山 宗		5号委員 老人クラブ連合会の役員
公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター	やまぐち すすむ 山口 進		7号委員 シルバー人材センターの役員又は職員
宮若市ボランティア連絡協議会	ちなみ ひさこ 因 尚子		8号委員 ボランティア連絡協議会の役員
宮若市食生活改善推進会	よしだ ひさえ 吉田 久枝		9号委員 食生活改善推進会の役員
社団法人 直方鞍手医師会	ふじい ひではる 藤井 英晴		10号委員 医師
社会福祉法人 宮田福社会	ながた おさこ 永田 長子		11号委員 学識経験を有する者

宮若市高齢者福祉計画策定の経過

<高齢者福祉推進協議会>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 6 月 29 日	第 1 回宮若市高齢者福祉推進協議会	・高齢者福祉計画(現計画)の遂行状況について ・地域包括支援センターの運営状況について ・次期高齢者福祉計画の策定(見直し)について
9 月 6 日	第 2 回宮若市高齢者福祉推進協議会	アンケート実態調査結果報告書(案)について ・計画骨子(案)について ・計画総論(案)について
11 月 1 日	第 3 回宮若市高齢者福祉推進協議会	・計画(素案)について

<高齢者福祉計画策定委員会(庁内組織 副市長、部長級)>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回宮若市高齢者福祉計画策定委員会	・宮若市高齢者福祉計画について ・年間スケジュールについて
7 月 10 日	第 2 回宮若市高齢者福祉計画策定委員会	・アンケート実態調査結果報告書(案)について ・計画骨子(案)について
10 月 16 日	第 3 回宮若市高齢者福祉計画策定委員会	・計画(素案)について

<高齢者福祉計画策定作業部会（庁内組織 課長級）>

年 月 日	会議名	議題
平成 29 年 5 月 29 日	第 1 回 宮若市 高齢者福祉 計画策定作業部会	・宮若市 高齢者福祉計画について ・年間スケジュールについて
6 月 27 日	第 2 回 宮若市 高齢者福祉 計画策定作業部会	・アンケート実態調査結果報告書(案)について ・計画骨子(案)について
10 月 5 日	第 3 回 宮若市 高齢者福祉 計画策定作業部会	・計画(素案)について

<パブリックコメントの概要>

公表及び 意見の募集期間	平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 1 月 4 日までの 30 日間
公表場所	宮若市役所(情報公開室)、ハートフル、宮若リコリス、 宮若市公式ホームページ
意見数	0 件



発行 宮若市民生部健康福祉課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1
TEL 0949-32-0515
FAX 0949-32-9430
